

第 1 2 回城原川流域委員会

平成 1 6 年 1 0 月 2 6 日 (火)

第 1 2 回城原川流域委員会

1 . 開 会

事務局（田島） それでは、ただいまより第12回城原川流域委員会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、事務局より中村事務所長が挨拶をいたします。

中村筑後川河川事務所長 皆さん、こんにちは。事務局の国土交通省筑後川河川事務所長の中村でございます。本日は、雨で足元の悪い中、また大変ご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。皆様には、本委員会の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本委員会は、昨年11月に初回を開催して以来、今日までに11回、今日で12回目でございますけれども、ご検討いただき、議論も相当深まったというふうに感じております。先回に引き続き、今回は総合的な議論をお願いしたいと考えております。皆さんには毎回ご苦勞をおかけいたしておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

簡単でございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。

事務局（田島） ありがとうございます。

続きまして、荒牧委員長にご挨拶をいただき、その後引き続き議事の進行をよろしく願いいたします。

2 . 委員長挨拶

荒牧委員長 皆さん、こんにちは。いよいよこの流域委員会、まあ、お約束といたしますが、約1年をかけて議論しましょうということで続けてまいりました。あと1回、13回もやる予定にはしておりますけれども、多分、本格的な議論はこの回で一応終わることになるのではないかと思います。次回は、できましたら、中間報告あるいは提案の形で出そうとしている文案についてご議論いただければというふうに思っています。早速ですが、議論に入って、私が約束しまして用意しました文章をたたき台にして、このまとめについてご議論いただければというふうに思います。

それでは、早速、議論に入りたいと思います。

3 . 議 事

(1) 総合的な議論

荒牧委員長 今回の議題は、そこにありますように、総合的な議論ということになります。治水、利水、環境、いろんな課題について議論をしてみましたが、過去2回の委員会において総合的な議論をやりたいということにしました。そして、皆様方からさまざまご意見をいただいた後、前回の委員会において、私が委員長としてのたたき台と申しますか、議論のたたき台を出させていただくというお約束をしました。それについて前回の委員会では、私がまとめるだけで、皆さん方に特に意見を求めるということはお話をしていなかったんですが、その後、事務局とも相談しまして、皆さん方にご意見を提案してくださいということをお願いしました。その委員の皆さん方からのご意見が届きましたので、それをもとにしてこれまでの議論をまとめ、それから、この一番最初のページになっていますけれども、その骨格になるまとめを提案してあります。このまとめについて中心にご議論いただければと思います。

これは、最初につくったときには、委員会からの提案を一番最後の部分に置くような構成にしておりましたが、後ろの方のところというのは、どちらかというところ、これまでの委員会で議論してきた中で、特に大部分の委員の方が、これでほぼ間違いなだろう、議論としては納得できるということをもとにまとめました。そして、皆さん方の中で、こういう意見があります、こういう意見がありますという意見の分布は特に記しませんでした。最後の4番目のダム問題について、この委員会の最も基本になるダムについては、ダム問題に関する本委員会の意見の分布として2つの意見を紹介していますが、それ以外の治水の問題とか、水利用、利水の問題、環境の問題についてたくさんの意見が出ました。また、その心情と申しますか、これまでのダム問題をめぐるさまざまな問題に関する住民の方々の心情といったものも発言されたわけですが、そういうことについては特に記載をしませんでした。今回のまとめとしては、非常に心情あふれるような言葉もあったんですが、その部分については特に記載せずに、皆さん方と合意を詰めてきたといえますか、議論をしてきた中でほぼ妥当だろうと思われるところを書きました。そして、委員会からの提案として、今回我々に課せられた課題の骨格であるダム案というものをこれから一体どういうふうにかつて考えるかということについて文章を書き記しました。

まず、その方向性として一番最初に置いたのは、多分このことが今回の議論の中心になるだろうと。それで、後ろのところ、その議論の中でどういうふうな認識をしてきたかということについては、私のまとめについて必ずしも十分でないという意見があることは承知できます。ですから、どちらからでも構いませんけれども、まずこの私が示しました文章についてご意見を聞いた後で、できたら、一番最初のページの文章について中心

にご議論いただければというふうに思います。

今ご説明しましたことについて何かご質問がありましたら、進め方等についてまずご意見を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

それでよければ、まず最初に一番中心となるところ、今見れば文章が幾らかおかしなところがありますけれども、意図といたしますか、そのことをお酌み取りいただいて、まず私が示しました一番最初のページだけはちょっと読ませていただきたいと思います。

「委員会からの提案(案)」としてあります。これをどういうふうなタイトルにするかについても今後の議論になると思います。「城原川ダムについて」ということで、それに関連したことだけを書き記しました。番号がつけてありませんけれども、議論のためには、もしかしたらこれは番号をつけておいた方がいいかもしれませんので、丸のところは1、2、3、4、5、6とつけていただいて、これからどの項目について発言されるかについては、その番号でお知らせいただくと議論がまとまりやすいと思います。まことに申しわけありません。

1、治水対策として有効なダム案を現時点で放棄すべきではなく、引き続き治水対策の基本として調査、検討を続けるとともに、不特定用水、環境、合意形成等の課題について議論を深めるべきである。

2、しかし、ダムに関連した水利用及び環境問題が十分に検討されていない現時点でダム建設の結論を出すのは早計に過ぎる。よしんば、建設の決定を下したとしても合意が不十分な現在のような状況では実現は困難であろう。

3、まずは「流下能力330m³/sの河川改修」を目標とした河川改修を行い、並行してダム案を含む治水対策を河川管理者、流域自治体・住民で十分に調査検討すべきである。

4、上記方針を採用することでどのような治水リスクが存在するかについて河川管理者と地域自治体・住民間で十分な協議を行い、理解を深めておく必要がある。

5、城原川流域における水利用状況を計測するシステムを整備し、データに基づいた水利用協議を行い、適切な水管理システムを構築すべきである。また、筑後川から六角川に至る広域水利用協議にも参加し、公平、透明な水利用体系を構築すべきである。

6、佐賀県は、ダム計画により水没予定地とされた地域及び脊振村と協議を行い、早急に地域振興策を策定し実行に移すべきである。

骨子としてはこのようなものを示しました。文章というか、中身についてはいろいろご議論があるということは理解できますが、私が皆様方の意見をまとめたものとしては、こういう形で提案をさせてもらっています。皆さん方にはあらかじめこの文章をお配りしておりますので、城原川流域におけるこれまでの議論のまとめ等についてもご意見があると思いますが、できればまず1ページ目のところからご議論を。委員の方々には、ダ

ムを早急につくるべきだという意見の方もあれば、ダムはできればこの治水の案の中から考えない方がいいのではないかという意見の方もおられます。それをこういう形でまとめたことについてさまざまなご意見があると思いますので、まずこのことについてお聞かせ願えればと思います。どうぞお願いいたします。

桑子委員 ただいまの荒牧さんのご紹介の内容ですけれども、私も城原川流域委員会に1年間参加いたしまして、それから住民説明会等にも参加させていただいて、城原川の問題というのは、よそのダム問題でもそうですけれども、かなり深い対立があるというのがまず基本にあると思います。特にこれは川上副知事も何度も強調されていましたが、神埼町というダムの受益者の方たちが強い反対をしていらっしゃる、これは特異なケースである。脊振村も長い計画の中で地域がいろいろな困難に直面してきたということがあります。こういう状況の中で、地域の安全とか、それから治水、これは流域が一体となって計画を進めなければ、ある計画、事業を遂行することによって地域の溝が深まるようなことがあると、本当に不幸なことになると思うわけです。議論の中でダム建設の必要性をお考えになる委員の方も多いように思いますけれども、いろんな人たちが対立したまま何らかの決定をするということのリスクといいますか、特に昨今の洪水等を見ておきますと、やはりその地域がそういう洪水のときにどういうふうに連携して地域を守っていくかということが問われていると思うんです。これは、国土交通省でもそういう方向、2000年の東海水害の後、まず地域の命を守っていく、人々の命を守る中で、地域の連携とか防災のシステムというソフトの部分の充実させるということも言われております。そういうやるべきことがたくさんある中でダムというものをどういうふうに位置づけるかということを考えてときに、解決すべき問題がまだたくさんあるというふうに思いますので、特に流域の町村の連携がしっかりできていない状況の中で、この委員会がダムをつくるべきである、あるいはやめるべきであるというようなことの結論を出すということは、城原川流域全体の将来にとって非常に重要な問題を残すのではないかというふうに思います。

ということで、私も、荒牧さんがまとめてくださいましたけれども、ダムの有効性というものは考慮しながらも流域の連携をまず実現する、しっかりした話し合いの仕組みをつくる中でどうしたらいいかということ議論していくことが非常に重要なのではないかと、いうふうに思います。特に城原川の場合には、佐賀県の中で議論ができるということは非常に大きなメリットであると思うんです。そういうことですから、3町村、脊振村、神埼町、千代田町の人々が、もちろん行政も含めてきちんとした話し合いの仕組みをまずつくる。その中で利水の問題も、システムということがありましたけれども、そういうものを話し合う中で、きちんとダムの問題について大方の意見の一致が得られるような、そういう仕組みを構築していくということがまず必要なのではないかと、こういうふうに思いま

す。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。ほかにご意見をお願いいたします。

益田委員 ただいま桑子委員からご指摘がございましたが、私も基本的には全く同感であります。何といたってもこういう大型プロジェクトになりますと、地域住民との連携というものがやはり一番大事なことだと。対立したままこういうのが見切り発車でもされたら、後々まで大変なリスクを背負うことになろうかと思っております。その点を私も大変憂慮いたしております。今、荒牧委員長から、特にこのペーパーについて今日は議論を進めましょうということでしたので、私、若干控えておりましたが、横道にそれたらお許しを願いたいと思いますけれども、川上副知事にぜひ今日お伺いしたいことが1点ございます。

と申しますのは、水特法に関して、前回の全体懇談会でも、まだダムを建設するか否か決定していないときに水特法を云々するのは水没地の方々に対して大変失礼なことだというご発言がございました。もちろん、私も川上副知事は大変倫理観の高い、礼節を重んじられる方だとは思いますが、この場合、この住民説明会の資料を見ておられますと、水源地域対策特別措置法の受益者負担についてどうなのかという質問が物すごく多くこの資料にも出ております。それだけ地域、流域の方々は、ダムの選択肢の重要なファクターであるということからすれば、決定もしていないのにこれを云々するのは失礼だということとふたをしてしまうという当局の姿勢というものに私は大変違和感を持っておりますが、この点を副知事からお答えいただければということでございます。

事務局（川上） この前の流域懇談会も、本当はもっとざっくばらんにいろんな意見交換をさせていただいて、これまで反対されている方々の主張なり、また我々が勉強した成果なり、事実関係をきっちり意見交換して理解が深まるようにしたいという思いでありました。しかし、水特法の世界はあちこちで出ておりますが、こちらの方の説明が必ずしも十分でないのは認めますけれども、負担のことが下流受益者の反対の主なお話のようなことは、私としては、その前に、下流の受益地区というか、要するに水害に対して当事者になれる方々に、水害に対して自分たちの身の安全はどうかという議論をきちっとやっていただきたい。お金の問題は、必要であればぜひともやらないといけないわけです。しかしながら、お金の問題がダムの問題の最重点みたいな話は必ずしもよろしくないのではないかと、こういうふうな思いで、あの場合はちょっと乱暴な言い方をしたかもしれませんが、そういうお答えをさせていただきました。

私の気持ちとすれば、お金も大事ですけれども、その前に、住んでおられる下流の方々の治水を住んでおられる方々の立場でまずしっかり議論していただきたい、そして利水についてもいろいろ議論していただきたいと、こういうことであるんですけれども、冒頭で

言いましたように、議論のかみ合わせがずっと悪いんです。ですから、それをきちっとやっていただきたいという思いでああいうふうなお話をしましたが、下流の方々の関心のあることに対して、額とか、何ぼかかるかとか、そういうのは当然お話ししないといけないと思います。ですから、また近々いろんな議論の場があるやに聞いていますから、そういうことはきちっとお話をさせていただいて、理解を深めることに努力をしていきたいと思っています。

益田委員 別に反論をするつもりはありませんけれども、下流域の方々はこれに大変関心が高いという、まあ、大義名分は別として、現実の問題として、特に川上副知事、それから古川知事も、県民協働のモデルにしたいというようなことまでおっしゃっていることからしますと、地域住民の方々のご理解を得ることが大変大きな要素になるかと思っています。今、川上副知事がおっしゃったことは、筋論としてはごもつともだと思えますけれども、現実の問題としてこれは大きな問題であるというふうに思っておりますので、その点で私ちょっと違和感を感じたものですから質問させていただきました。

荒牧委員長 では、古賀さん、お願いします。

古賀委員 水特法絡みの話では、川上副知事が発言された内容で私はいいと思っております。失礼であるという表現は、私も全く同じ気持ちであります。

この1枚目の内容に移る前に、少し桑子先生の方からもご指摘がありましたけれども、住民の対話というんでしょうか、話し合いが必要というのは私も賛成なんですけど、ただ、アンケートの推移を見ていると、少しずつですけれども、理解が増しているなど。その理解が増しているというのは、いわゆる専門家の立場から見て理解が深まっているということでは感じました。それは、ある意味ではこの流域委員会の成果だろうと思っています。ただ、残念なことに、前回の全体懇談会のときも感じましたけれども、やはり住民の方たちには知る権利があるんだろうと思うんです。その知る権利があるにもかかわらず、どういう力学かはわかりませんが、それがやや阻害されているような印象を受けました。それは好ましくないことだと思っております。いろいろな方が知りたいときには、そういう知るチャンスを公平に与えるべきだと思っております。これは、県とか国交省の責任はないような気がしておりますので、一委員でございますけれども、そこら辺を指摘しておきたいと思っています。

それで、この委員長がつくられた1枚物ですけれども、全体的な印象としては、めり張りがはっきりついていないような印象を受けます。できることならば、文章をどう変えるかは後のことでいいと思うんですが、私自身は、城原川ダムが必要かと問われると、必要条件は満足していると思っております。ただ、十分条件はいかがかと問われると、十分条件はまだ不十分と判断しております。その最大の理由が、利水について私が言うところの

問題分析がほとんどなされていない。ダムがいいところは水がめであるというところだろうと思うんですが、もしその水がめがなかったらどうなるかという問題分析がなされていないように思っております。

あわせて、治水については、流域自治ですか、七戸先生がおっしゃった流域自治的な考え方でいいと思うんですが、利水については、それは多分通用しないと思っております。なぜならば、筑後川から城原川、嘉瀬川、そして六角川まで全般的に見ておかないといけない。それで、全般的に見たときのいわゆる問題分析というんでしょうか、今までいろんな事業が行われてきております。それは最終的には地域のためにやっているわけですが、それがなぜなされたのか、計画されたのか、それがなぜ途中で変更になったのか、変更されたら将来一体何が起こるのか、私自身もまだよく理解しておりません。その分析をすべて河川管理者にお任せするというのは酷な話だろうと思っております。そういう意味でも、県の方にもう少し汗をかいていただいて分析をしていただければ、もう少し詰めた議論ができたんじゃないかなという印象を持っております。

そういう意味で、この1枚目というのは非常に判断の難しい書き方をしておりますけれども、委員長の微妙なバランスをとった表現だろうと思っておりますが、ただ、この委員会の中では、私たち一人一人が共通の認識としてどういう認識を持っておるかということを経験した上で、文章を変えるかどうかは先のことでいいと思うんですが、そういうところを決めていただければと思っております。

そういう意味で、この1枚目の6番、私自身はこの6番が一番上に来るべきじゃないかなと思っております。一番上に持ってきて初めて下の技術的なところがもう少しクールに議論できるのかなという気がしております。ただ、この順番は、優先順位は多分つけておられないと思うんですが、私の気持ちの上からはこの6番を一番上に持ってくるべきじゃないかなという印象を持っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございます。

今の古賀さんの意見としては、非常に微妙な言い回しをしているということは確かに認めます。必ずしも明確にこの案でいくということをはっきり言いません。ただ、これをどういうふうに読むかということは、こう読んだり、こう読んだりするということがない方がいいことはもちろんわかっています。例えば、3番目の流下能力 $330\text{m}^3/\text{s}$ というものを選択したということは、引堤案を非常に遠くしてしまう。そうすると、ダム案か引堤案かと。遊水地の話は随分議論しましたけれども、この城原川流域ではなかなかうまくいきそうもないというふうに、皆さん方の認識も一つにまとまっているのではないかと。残る方法としては引堤案というのがあって、それはお金が高いだけで、実現不可能ではありません。その方法とダム案というのが非常に大きくなって、当分の間、 $330\text{m}^3/\text{s}$ ということについて

では皆さん方ほとんど異論がない。500m³/sでいくとなると、途端に異論が出てくるわけでしょうけれども、引堤については本当に議論が十分ではありませんから、そこら辺のところまで議論が行われていない。3番目にそういう案を書いたということが、すなわち選択肢を狭める結果になっているかもしれないということは十分理解しています。ですから、この案は、限りなくダムを中心とした治水計画案を模索すべきであるという文章になっていると理解しています。

ただ、今、古賀さんが言ったように、ダムは必ずしも治水だけでやるわけではなくて、特に利水ですね、水の使い方について十分な議論を行わないとなかなか決まらない。ダムの構造自体に不特定用水が結構たくさんありますので、そのことの議論が深まらないうちに、どれぐらいの水没地域ができるのかというようなことすら不確定であると。そういうことから考えると、もっとこの議論を深めないと、ダムの計画というのはほとんどでき上がらないのではないかというふうに思いました。もちろん、治水案について意見が必ずしも一致していないということは十分理解していますので、2番目にそういう文章を入れたわけです。

そういうつもりで書いていますので、私がどちらをとったことになるのかと言われれば、ダムを中心とした治水案を検討すべきであるというふうに書いているつもりなんですけれども、それについてご意見がいろいろあるだろうということは理解しています。そういう文章になっていると思いますが、なっていないければ、私の文章力が違うところに飛んでいるのかもしれませんが。確かに微妙な言い回しをして、放棄すべきではないというふうに書いていますから、そのことが何か意味を持つのかということは十分あると思います。

では、七戸先生、お願いします。

七戸委員 僕の専門は法律屋なんですけれども、1番、2番です。荒牧委員長は、ダム建設の可能性というのは否定しているわけではない、確かにそのような文章なんですけれども、これは申し上げても多分大丈夫だと思うんですが、僕の専門の合意形成というのは、今までの委員会でもお話ししていたんですけれども、こういう事案でした。交通事故でトラックの運転手が子供も引いてしまう。輸血をして治療しなければ死ぬんですけれども、親がある宗教の信者でして、輸血を拒否してきた。それで、説得するんです。説得した結果、輸血に合意したんです。ところが、今度はその団体の方がいらっしゃって反対をした。それで、決定ができなくなっただま子供は死んでしまったわけです。それについて団体の方といろいろやり合ったりしたんですけれども、これは、ちょうど合意形成ができていないからやらない、暫定的にやらないと決定するという決定なんです。したがって、僕がもし新聞記者であれば、「ダム建設凍結案を提示」、こういう見出しになると思う。ということなんです。

つまり、この話というのは、合意形成ができていないときにはどちらにするかということを決めることで、河川管理者が最終的な決定権を持つのは、平成9年の前も後もここは一緒なんです。そのときに霞が関だけで決定してよいのか、それとも住民意見を十分聞きながら決定するかというときに、先ほどの事案で言えば、医者として、プロとしては、合意形成はできていないけれども、とにかく危ないんだと言ってダム建設に決定するか、合意形成ができていないから、これはそのままペンディングにしておくんだという決定をするかという決定を今行っているわけで、そしてそのときにペンディングにするんだという重要な決定を行った。

もう一つの問題は、この委員会というのは河川整備計画をつくるものです。河川整備計画は20年から30年、これは固定するんですか。となれば、20年から30年はダム建設はないということで固定するということです。僕は、合意形成というのは、最終的に100%皆さんが合意形成するとは思えない。凍結されたまんま二、三十年やるというのは、事実上の中止あるいは延期をこの委員会で案として決定することになるということまで含めて、私は一番最初から申し上げていますが、この委員会の限りにおいて委員の先生方の意見が一致するのであれば、私はそれに賛成します。それがこの委員会の自治の問題であります。ただ、そこについて今お話ししたようなことを認識された上で議論をしていただきたい。合意形成ができていないからやらないという決定を今行いつつあるということを知っていただきたい。

荒牧委員長 桑子さん、お願いします。

桑子委員 今の件について事務局にご質問なんですけれども、今回、河川整備計画をつくれますけれども、20年先、30年先までの計画を一応決めるということですが、これは20年、30年たたないと計画の見直しはしないということの意味しているのでしょうか。

事務局（中村） 基本的にはそういうことになります。ただし、それはかなり長期ですから、その間の情勢の変化とかは当然あり得るわけで、そういった場合の、何というんですかね、見直しと言うとちょっとあれかもしれないんですけれども、整備計画を再度作り直すというか、そういうことは否定はしていないと思います。

荒牧委員長 では、七戸先生。

七戸委員 その件に関してもご説明申し上げます。

この件に関しても、事務局の側というのは、案を最終案のところできちんとした計画で提示すべきである。つまり、二、三十年は固定しない。それで、今年のいろいろな場所で起こった水害のようなことが起こって、住民からの意見で、もう一度きちんと計画をやり直せという声が出た場合には、直ちに改定の作業をやる可能性があるということも含めて案の中に入れておかなければ、またころころ猫の目行政に変わったなどというような批判

を浴びることになるんですから、それも含めて河川整備計画をつくれということをお我々委員会は提示すべきだと思います。

荒牧委員長 では、古賀さん。

古賀委員 城原川ダムの議論をするときに、この流域委員会というキーワードが少し邪魔しているように思います。今日のところは流域委員会というキーワードはちょっと横に置いておいて、城原川ダムについてのあらかたの合意形成を図って、流域委員会の目標であるその整備計画については時間をかけてまたやればいわけですから、特にこのダムについては、知事に対するそれなりのレスポンスをしないといけないというのも、この流域委員会とは別に、我々の共通認識でもあると思うんです。ですから、そこら辺をいろいろやり始めると、この委員長がつくられたメモの合意形成を図るには、またむだな時間を費やすような気がするので、とりあえずこの1枚物のところに目を向けて議論をするということではいかがでしょうか、七戸先生。

荒牧委員長 佐藤さん、お願いします。

佐藤正治委員 佐藤でございます。地元の委員としてお伺いなり、また私の意見を述べさせていただきたいと思います。

この資料 - 2の6番目のところに「佐賀県は、ダム計画により水没予定地とされた地域及び脊振村と協議を行い」ということが案として載っているわけです。これは、今まで30数年間の中で相当論議をされたことでございます。失礼ですが、私が先回も申し上げましたように、このダムの計画が現地に計画をされてから30数年の経過があるということだけは、委員の皆さんも十分認識をいただきたいと思います。そういう中で、さっきの意見のように、下流の皆さんたちの合意がなされていないという一つの現実があるわけです。そういう中で、このダムの計画とか、そういうものが果たして地元の委員として受け入れられるかというような問題なんです。ダムというものは、下流の受益町村である皆さんたちが必要であるという合意の中で私は一つ実現するものではないかなというようなことを思うわけでございます。しかしながら、現実には、下流の神埼町においても議会の中で反対をされておる、千代田町でもまだいろいろ意見が出ておるというような中で、ここに計画をされる、そして地元と協議をされるといっても、私は地元の委員として、こういう計画を受け入れるということは現在の時点ではできないと思います、計画を県がされると思ってもですよ。

そしてまた、先日の神埼の全体懇談会ですね、知事さんもお見えになっておりました。そういう中で、知事さんが最終的に記者会見をされたときに、11月には知事さんが判断をするという言葉をお上げおられます。そういう中でどういう判断をされるのかは私たちにはわかりませんが、それによってまた情勢が大分変わってくるんじゃないかな

というような感じもするわけでございます。今、下流の方が、危険な川であるからダムは必要であろうというような気持ちも私はわかります。しかしながら、現時点では、このダムの計画を今早急にやると言われることを、地元と協議をされると言われても、私たちは受け入れるという段階じゃないということだけははっきり申し上げておきます。

荒牧委員長 佐藤さん、ちょっとお聞きしていいですか。今の話は、上のことについては理解できます。すなわち、ダムを今引き受ける状況にないと。

佐藤正治委員 上の方には、十分協議をするというようなことが文面には書かれておるわけですが、2番目とか、何番目ですかね。そういうことを書かれておる中で、下の方では、佐賀県はどうしろというような指示を与えたような文言というものはどうかということですね。

荒牧委員長 結局、ここに書いたのは地域振興策です。

佐藤正治委員 地域振興策というものは、ここに「ダム計画により」ということがうたわれておるわけですね。

荒牧委員長 いえいえ。ここで言っているのは、ダム計画で勝手に水没予定地ですよと言ったところの住民の方。今までここがダム水没地ですよと言って、この前おっしゃっていましたけれども、生活の計画がほとんど立たなかったと住民懇談会でおっしゃっていた方がおられましたよね。すなわち、我々は30年間、例えば家の改修もできなかったんだ、その費用はどうしてくれるんだということまでおっしゃっていました。ですから、ダム計画によって水没予定地とされた地域の方々と脊振村とちゃんと協議してくださいということを書いたつもりなんです。

七戸委員 ダムが建設されるにしろされないにしろ振興策をやれという趣旨です。

佐藤正治委員 私が考えるのは、ダムの計画というものの中では、建設を前提にした言葉じゃないかというようなとり方をするわけですね。

荒牧委員長 すみません。それは私の文章の間違いです。

佐藤正治委員 それは、私のとり方が悪いのかもわからないけれども、そういうふうな……

荒牧委員長 佐藤さん、はっきり言います。それは間違いです。私の文章の間違いかもしれないですね。私が書きたかったのは、ダム計画で水没予定地とされた地域の人です。

古賀委員 だから、「ダム建設の有無にかかわらず」というのを入れればいいんです。

佐藤正治委員 いや、私はこの文面だけは絶対受け入れることはできません。この文面ではできません。私ははっきり申し上げておきます。ダム計画ということ自体が建設という前提じゃないかというように私は受け取ります。それは、先生が幾ら言われても私は受け入れることはできません。

七戸委員 動議。

荒牧委員長 どうぞ。

七戸委員 文案を変えます。「ダム計画にかかわらず」でいかがですか。

荒牧委員長 私はそれで構いません。私の文章の意図としては「ダム計画にかかわらず」でいいです。

古賀委員 私は、「有無にかかわらず」という意味で一番上に持ってきてくださいと言ったんです。

佐藤正治委員 それは、下流の合意形成ができてこそダムというものの話が本格的に進むんじゃないかと、私はかように思います。

そうしたら、先生、お伺いしますけれども、神埼町の対応についてどういうふうにお考えですか。

荒牧委員長 私個人ですか。

佐藤正治委員 私個人としてでも、この委員会としてでも、そういう事実があるということはどういうふうに認識されておるわけですか。

荒牧委員長 神埼町の何についてかちょっと教えていただけますか。

佐藤正治委員 神埼町の議会でダム反対決議をされたということの事実をどういうふう

に受け取っておられますかということを行っているんです。

荒牧委員長 それは、とにかくスタートの時点が、私の認識は、利水からスタートして
いって、利水計画がなくなった段階で自分たちはダム計画は不必要だと思われたと思いま
す。ただ、今回いろいろ議論していきながら、治水の問題に関しては、ダム以外の方法も
考えられる。例えば遊水地とか引堤とか、いろいろ考えてみたけれども、ダムが最もよい
案ではなかろうかというふうにこの委員会では考えましたよね。そのことは地域のところ
までは当然伝わっていないと私は思います。ですから、ここでもこれだけ皆さんの意見が
分かれているわけですから、地域の方々の中に、利水はすぐわかりますよね、自分たちの
水道の水がなくなってくると。それが一定余ってきた。ですから、ダムの計画は要らない、
ダム計画には乗らないと言われたので、水道の事業としてダム計画には乗らないとい
うことをまず最初に言われた。それがいつの間にやら、治水まで含めてダム計画には乗らない
という話になっているんだと私は理解しています。最初は水道の話だったはずですが、本来
は。だから、水道計画としてダムは要らないというところからスタートして決議された
と私は理解しています。それがいつの間にか、治水の話も、それから環境用水の話としても、
ダムは不必要であるというふうに今言われているんだと理解しています。ある部分として
はですよ。

佐藤正治委員 私が申し上げておりますのは、必要であるというなら必要であっていい

んです。それは何ら構いません。しかしながら、ここでまだそういうことがはっきりしない、知事の答弁もなっていないという中でこういう文言を入れること自体どうかということをお願いしております。この6番目については絶対取り消しをしていただきたい、私はいかがに考えます。

荒牧委員長 では、佐藤さん、もう一つ言いますけれども、「ダム計画のいかにかわらず振興策を行うべきである」だったらいいんですか。

佐藤正治委員 そうしたら、この「佐賀県は、ダム計画により」というのはどういうふうな意味でうたわれておりますか。

荒牧委員長 過去においてダム計画が立てられたわけです。ダム計画で水没予定地とされた人、地域。具体的にダム計画で水没予定地とされた人がいるわけです。私は脊振村だけでもいいかと思いましたが、個人とちゃんと話せというつもりで書きました。佐賀県は水没予定地の人たちと面と向かって話せというつもりで書きました。ですから、本当は「ダム計画により水没予定地」と書かないで、脊振村とちゃんと協議しろと書けば誤解がなかったのかもしれませんが。だけど、私はあえて個人とちゃんと話してくださいというつもりで書きました。ですから、その文章がなっていないとすれば私のミスです。謝ります。

佐藤正治委員 先生の見解と私の見解はいささか違うところがあるわけです。

荒牧委員長 だから、これは案ですから直しましょうと言っているわけです。

佐藤正治委員 私たち水没地を抱える委員としては、この文言では受け入れられないということなんです。

荒牧委員長 結構です。ですから、この文章を案として直していく作業が委員の作業です。

佐藤正治委員 では、直していただきたいと思います。

荒牧委員長 わかりました。それは直します。

佐藤正治委員 このままで受け入れるということは私は絶対承知できないということなんです。

古賀委員 だから、さっき七戸先生から対案が出たじゃないですか。あれでいかがですかということなんです。

七戸委員 では、きちんと説明します。

荒牧委員長 お願いします。

七戸委員 多分、荒牧案も、表現がそう読まれるなという気もするんですけども、結論的には同じことをおっしゃっているんです。要するに、ダムが建設されようがされまいが、きちんと地域振興策を始め、佐賀県は対処しなさいという趣旨で荒牧先生もお書きに

なったし、佐藤委員もそうしとおっしゃっているんですから、同じなんです。それが、「ダム計画により」という部分だけが出てしまうとダム計画が先にありきかと、こう読まれる可能性もあるような誤解ある文章です。ただ、趣旨は委員長も佐藤委員と全く同じ趣旨で、ダム建設の有無にかかわらず地域振興策を考えなさいという趣旨でお書きになったというご説明でした。ですから、文章は。

佐藤正治委員 それをはっきりわかればいいんです。しかしながら、この文面ではダムの建設を前提としたようなとり方にとれるということが私の言い分なんです。

荒牧委員長 わかりました。申しわけありません。それは早速修正します。

どうぞ、ほかの方。そういう文章は幾つもあると思います。

竹下委員 今、脊振の方から発言がありました。私も脊振村の人たちは今まで十分に苦しんでこられたんだと、そういうふうに思います。その中で、この1枚目の文章を見たときに、総体的な感じとしてちょっとインパクトが弱いのかなと。住民と十分に話し合いができていないし、理解もできていないし、合意形成もできていない。だから、今の時点でダム計画を進めるのは非常に難しいだろうなというのも賛成です。ただ、治水と利水に関して、利水に関しては、先ほど古賀さんからも話があったように、どれくらい水が必要なのか、どこでどれくらい足りないのかというようなところがまだ全体としてわかっていない。それなのに、例えば100mのダムの高さが要りますよというのはなかなか今説明できないだろうと。ただ、治水に関しては、先ほど委員長の方から、流下能力330m³/sの河川改修があれば、その後はダムというその次のステップがあるというのはわかりますが、この治水に関しては、今、安全性が低い地域に実際に住んでおられる方がたくさんいて、その人たちは雨が降るたびに不安に思っておられるという現実もあると思いますので、この文章の中でもうちょっと方向づけができないかなというふうなことで、治水と利水をあわせたダムですから、ダム自体の計画というのを今打ち出すのは難しいと思うんですが、治水に関しては、この委員会の中でもう少し方向性が出せたらなというふうに思います。

荒牧委員長 一種のレトリックみたいになってしまっているところについて、今、竹下さんはおっしゃったんだと思いますけれども、もう少しきちっと、治水についてはダムでやるというふうに書いてくださいという意味だと理解します。

ほかの方のご意見を。

竹下委員 先ほど6番の方で話が出ていまして、「地域振興策を策定し」という話があったんですが、現実的には、今、脊振に住んでいるその水没される方たちに地域振興策と言っても、水没するのか水没しないのかわからない時点で地域振興策というのは、地元の人につくれと言ってもなかなか難しいのかなと。どんな地域振興策が出てくるのか、私、余りイメージがわきません。

古賀委員 6番は、正確に言いますと、先ほど七戸先生が言われたことと同じなんですが、ただ、私が個人的にこだわっているのは、やはり過去、これまでです。これまでに相当ご迷惑をかけてきているんだろうと思います。そのツケは、これから先どう進むかは別にして、とりあえず過去のツケをきっちり清算すると言ったらちょっと表現が悪いんですけども、そこら辺を地元の方が納得できるようなことをだれかがしないといけないだろうと。だから、私が6番を一番上に持ってきてくださいと言ったのは、これから先のことじゃなくて、既に長い間ご迷惑をかけてきているわけです。そのことを第一優先に考えて一番上に持ってきて、そうしないと、今の1番から5番までのことが何か真っ当に進まないんじゃないかなという気がしていて、特に6番を「ダム建設の有無にかかわらず」と。だけど、あえてつけるならば、これまでの過去の経緯をかんがみてということです。ですから、何をするかじゃなくて、いろんなものがとまっているわけです。

荒牧委員長 竹下さんが今言われたことで、言葉の選び方として、地域振興策というと地域の問題だけになってしまいますけれども、この前、懇談会のおっしゃった方は個人のこととも言われたわけです。いわばダム計画によるさまざまな弊害といいますか、個人がこれまで受けてきたものについて、地域振興策という形で書いてしまいましたけれども、本当を言えば、あり得るのであれば、対個人との関係というもどこかではあるのかなと思って書いたつもりだったんです。佐藤さんはちょっと違うとおっしゃっておられた。だから、「水没予定地とされた」と言ったのは、個人が対象になることもあり得ないだろうかと。それは、行政が今ごろされて、だめと言われれば、私にはその知恵はありませんけれども、地域だけではなくて、1対1の対応が迫られる可能性もあるかなというふうに思いました。

ですから、脊振村という形できちっと行政単位にしなかった理由は、個々人と向き合えないと、その地域の問題についてなかなか語れないのかもしれないというふうなつもりで書いたので、その文章をもう一回ちゃんと練り直して、佐藤さんがおっしゃったように、私の文章が間違っていたようですから、そのことはちゃんときちっと。ただ、意図としては、ただ単に町役場とだけ協議するのではなくて、もう少し個別に当たってみないと、本当の皆さんの気持ちとか地域の問題というのは出てこないんじゃないかというつもりで書いたわけです。

古賀委員 この1枚物の文章をつくったのは委員長であって、何となく委員対委員長のやりとりになっていると思いますので、それはできるだけやめたいと思います。委員長は我々の意見を全体的に見てまとめられたわけですから、委員同士で話をするという方向で議論したいと思うんです。

そういう意味で、さっき竹下さんが、危ないところがある、それをこの1枚物に何とか

入れられないかとおっしゃったんですが、ただ、ダムとその危ないところというのは、この前も何か絵が出てきましたけれども、その危ないところは、ダムをつくるつくらないにかかわらず急がないといけないんです。だから、ダムをつくるにしても何十年も先です。つくらないにしてもやはり何十年も先です。そんな悠長なことを待っておれますかというところはやっぱりあると思うんです。そこは、それこそ整備計画からいけば優先順位が高くなると思うんです。だけど、今はダムのことについてやっていますので、それこそ急がないといけないところがありますので、それは別格で議論した方がいいんじゃないかなという気がしております。

それとあわせて4番目。6番目はまだ6番目ですかね。

荒牧委員長 そのままにしておいてください。

古賀委員 はい。4番目のところに「治水リスク」というのがありますが、これは言葉がちょっとおかしくて、「洪水リスク」みたいなものがないんだらうという気がしておりますが、ご意見をいただければと思います。

あわせて、「上記方針を採用することで」云々というよりは、私自身は、そういう意味でさっき竹下さんが言われた現状の洪水リスクですね。だから、今の状況でどういうリスクがあるのか、それは地域の人たちはそれなりに知る権利があると思います。何となく直感的に感じてある方もおられると思うんですけれども、そこはそれなりに理解する権利があるのかなという気がしております。そういう意味で、リスクについては「現状及び将来の」という感じにした方がいいんじゃないかなという意見です。

それで、このリスクについては、「河川管理者と」と書いてあるんですが、この前も知事のご発言にあったと思うんですが、リスクと安全性というのは次元がちょっと違うものだと思っています。ここではリスクということが書いてありますけれども、このリスクが高くなったのはだれの責任か。多分、そのリスクを下げる、あるいは軽減することは河川管理者の仕事にはなっていると思うんですが、もともとの原因は河川管理者でもないはず。なぜならば、地域がそれなりに開発されるというのは、これは河川管理者の仕事じゃないんです。だから、少し安全になったからといって土地開発が進んで、本来ならば昔は住んでいなかったところに家が建ってくる。そうなってくると、昔はリスクは低かったんだけど、今は高くなっている。多分そのリスクを下げることは河川管理者の仕事にはなっていると思うんですが、じゃ、100%責任があるんですかということになると、私自身は少し割り切れないんです。

そういう意味でも、地元の方というのは、なぜこうなったんだということを知る権利じゃなくて理解していただく必要があるんじゃないかなという気がしております。それから先は、ちょっと専門的になりますが、リスクコミュニケーションとか、ちょっと私の専門

外なんですけれども、とっても難しいところの話になってきますので、その道のプロのご指導をいただきながら進めてもらった方がいいんじゃないかと思っております。

荒牧委員長 どうぞ、白武さん。

白武委員 委員長がまとめられて、大変ご苦労だったと思います。私の第一印象なんですけれども、流域住民の生命と財産を守る、これは行政だけに責任がある、行政が何とかしなければいけないという、そういうトーンから少し、そうじゃなくて、そこに住む流域住民にも責任がありますよ、みんなで考えていきましょうというような、そういうトーンに変わってきたような感じがするんです。それで、委員長のまとめ方というのは、私も最初はそういう受けとめ方をされていて、先生も随分理解をされるような方になられたんだなと、そんな感じがちょっとしたんです。

それで、1番目の文章なんですけど、「治水対策として有効なダム案」とありますけれども、「有効な」というのは一般論で、その地域、地域によっては有効でない場合もあります。それで、城原川ダムにとっても絶対有効だというものはまだ、その後ももっと検討しないとダメと書いてありますから、これは矛盾するんです。だから、「有効な」は必要ないと思うんです。「治水対策としてダム案を現時点で放棄すべきではなく」、これは、まだはっきりしていないから放棄すべきではないというのはそれでいいと思います。それで、「引き続き治水対策の基本として」ではなくて、多様なものがあると後でも書いておられますから、「治水対策の1つとして調査、検討を続けるとともに」というふうに、「基本」を「1つ」に、それから「有効な」を消すという、そういう形でもっと議論を深めていくということについてはいいような気がします。

それと、6番目について意見を出しておられたんですけれども、やはりこの文章からは誤解を受ける。過去においてダム計画のという、そういう文章がきちっと明確にされない限りは、何か逆に利用されるんじゃないかなという印象を受ける文章でもあるような感じをちょっと受けました。

その2点ですけれども、全体的トーンとしては、委員長はすごいなと思ひまして、評価します。

荒牧委員長 では、藤永さんの方から先に。

藤永委員 今お話にありましたけれども、有効的なのというか、1番目は、今目標としている流下能力に対して有効な手段であるという解釈だろうと思っております。ですから、それに関しては、逆に言えば「放棄すべきではなく」という文言を入れる必要はないと私は思っております。そのままの状態がいいんじゃないかと。

それと、先ほど古賀先生が、竹下さんの話は別格の論議というふうなことをおっしゃいました。確かに別格なんですけれども、委員会からの提案として出す場合には、この20年

間、30年間、今から早急にどうしていけばいいかということ提言しないといけないんじゃないか、逆に言えば提案を出さなければならぬと思っております。というのは、今、合意形成がなかなかできていない。要するに、合意形成が必要なソフト対策。例えば、首長さんが地域の住民の安全とか、生命、財産を守るというところの中からどういう活動ができるかという、いわゆる危機管理の問題を大きくここで提言していかないと、どっちにしろ20年後、30年後は今のままの状態で行くわけですから、その辺の状態をむしろ流域委員会としては提案すべきじゃなからうかと私は思っております。

古賀委員 藤永さんのご意見に全く同意します。先ほどから言っていますように、私自身は、野越しの周辺ですね、特に上流とか中流ぐらいのところ、ああいうところのリスクは非常に高いので心配しております。これはいつ起こるか分かりませんので、極端なことを言いますと、ダムより急がないといけないことだと思っております。急がないといけないという意味では最重要だと思っております。だから、そういう意味で、恐らくこの流域委員会からの提言としては、そういうものが一番トップに来るべきだろうと思っております。だから、報告書が何か、私自身の頭には2種類あって、ということです。よろしいでしょうか。

荒牧委員長 当面やらなければならないことという意味でしょう。

藤永委員 そうです。

荒牧委員長 それは、当然、今後最も議論していかなければならないことだと思いますが、基本的には、先ほど七戸先生が言われたけれども、この流域委員会はペンディングにするんだよという形になっているわけですね、現実の問題として。いわゆるダムを建設しなさい、すぐ着工しなさいということを書かないとなると、そういうことになるということなんでしょうけれども、私が今すぐ建設計画を立ててやりなさいというふうには書かなかったという点では、いわゆるペンディング計画、ペンディングになっているという点では合意します。

ただ、白武さんが言われたのは、じゃ、これまで我々は何を議論してきたのか、非常に高い流下を起こす可能性があるところで、ダム以外にどういうものを有効な案として考えてきたかということに関しては、白武さんとは違う意見を持っている。平等に並んだ治水案ではありませんよ、これまで議論してきたものは。例えば遊水地計画や、もちろん引堤はできるんでしょうけれども、それは金額の問題だけ。少しけたが違ふとか、リアリティーがないとかということ随分議論してきたと思いますが、単純に並べた話だったら、我々は何で議論してきたのかという話になるから、有効な方法の1つとしてダムがあると。ただ、それが合意の問題とか、上下流の問題とか、さまざまなトラブルをまだ抱えているという点だとは思っていますけどね。それは私の意見です。だから、治水対策として議論を

してきたわけで、不特定用水の問題とか環境の問題というのはまだ議論が十分詰まっていないことは認めます。

どうぞ、ほかの方。この文章で構いません。今、古賀さんから非常に具体的に、こういうふうに変更したらどうかということとか、中身が議論されていますけれども、この委員会としてどこら辺で合意ができるのかということだけはお考えをお示してください。

蒲地委員 今日いろいろと各委員の方々からご意見が出ておりますけれども、この流域委員会として一つの提案という形でまとめるに当たっては、これまで住民懇談会なり、あるいは意見交換、あるいは各地域の説明会等々をずっとやられてきた中において、地域の方々を考えておられる状況なりあるいは意向というの、かなり鮮明といいましょうか、かなりわかってまいりましたし、またそういう説明会等を重ねることによって、住民の意向もある程度変化があったのではないかなというふうには思っております。そういう状況の中で、当然、地域住民の意向を尊重するということが大変大事であるということは、もちろん論をまたないところでございますけれども、少なくとも我々流域委員会としては一つの方向性を出すべきであるというふうには思っております。

そういう観点から考えたときに、1番目に書いてございます、城原川流域の治水を考えたときには、経済ベースあるいは環境に与える問題等々を総合的に考えるときに、ダムというのが有効な対策であるというふうには私も思っております。ただし、それですぐそのゴーサインが出るのかというと、決してそうではございません。当然、先ほど佐藤委員から、受益を受ける下流の方々の意向というのが、反対の方向といいましょうか、全然違う方向を向いておられるというような話もあってございましたように、今の状況でそのゴーサインという話にはならないと思いますけれども、治水面での方策としては、ダムというのがやはり有効な手法であるというふうには思っておりますし、この委員会でもぜひそういう方向でまとめていただければなというふうには私個人としては思っております。

なお、利水関係については、確かに議論が非常に少なかったというふうには私も思っております。それで、今日の配付資料の説明がございまして、その中の資料 - 4 ということで、利水に関する課題ということで資料を準備してございますので、後で説明があろうかと思っておりますけれども、利水につきましても、現在の状況、農業用水とあわせまして地域環境用水といいましょうか、そういうものもあわせて取水をされている実態の中で、上流、下流で公平といいましょうか、上流優先で、下流の方が非常に困っておられるというような状況等々もこれまで我々は勉強してまいりました。そのことについても、もっと具体的に、どの地域でどういうふうな取水実態になっているのか、取水量がどうなのか、その管理をだれがどうしているのかということをもう少し具体的にデータを把握した上で、現状の中での調整がどこまで可能であるかというようなことについても、今後引き続き河川管理者

を初め行政あるいは地域住民の方と一体となってそういう議論をし、方向性を見つけていくというのが必要ではなかろうかと思っております。なお、それだけで、現状のままで、話し合いだけでは恐らく解決できないのではないかということで、ここに書いてくださいますように、引き続きそういう水利体系を構築すべきというふうな言葉で書いてくださいますけれども、私もまさにそうではないかなというふうに思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございます。

益田さん、お願いします。

益田委員 委員長、大変ご苦勞だったと思います。私は、よくまとめていただいたなという印象を持っております。めり張りの問題とか方向性が云々のお話がございますけれども、私も毎回出席した中で、それ以上出すというのが、この委員会の使命は十分承知をしているつもりですが、はっきり言って、具体的に強く出せるような状況ではないと思います。

それで、委員長に一言、文言だけお願いをしたいのは、白武委員からもご指摘がございましたけれども、城原川にとって果たしてダムが有効なのかどうか。これは、もちろん大方の委員の方はそういう認識だと思いますが、全会一致というわけではないと思います。その点で、城原川にとって果たしてダムが有効かどうかはまだこれから議論する余地があると思うし、「引き続き治水対策の基本として」ということですが、私もこの「基本」という字は最初にこのペーパーを見たときに感じました。「治水対策の選択肢の1つとして調査、検討」ということであれば了解できますけれども、私個人としては、正直なところ、「基本」ということについては若干の抵抗がございます。もちろん、私も18分の1でございますので、私の意見がすべて通るとか、そういうおごった気持ちは全くございませんで、大多数の委員の方がお考えになっていることがもしそういうことであるならば、せめて少数意見としてもこういう意見があったということ併記していただければ、この委員会の存在意義もあつたんじゃないかと。でない、無理やりに一本化するということはどうしても、こういう公開でやった委員会でも果たして中立公平な議論ができたのかどうか、これは一般住民の方が不信感を抱くもとにもなろうと思えます。

それと、先ほど佐藤委員が下流域について強くご意見を述べておられました、桑子委員がおっしゃった合意形成、これに対する反論もございましたけれども、私はちょっと違うんじゃないかと思えます。病人の場合の医者判断と今回の合意形成というようなことを単純に比較すること自体、私は無理があろうと思うし、そこに違和感を覚えます。ですから、一番大事なことは、荒牧委員長ご存じのとおり、私はこの3ページのペーパーを提出しておりますので、荒牧委員長はおわかりいただいていると思えますけれども、ほかの委員の方のためにあえて申し上げます、下流域に対して、例えば神埼町、千代田町、諸富町、

佐賀市、そういった中に反対、賛成はもちろんございます。積極論者もおられます。危ないと言う方もおられます。しかし、一番大事なことは、佐藤委員からご指摘があったと思いますが、自治体の首長さんたちあるいは議会から正式に予定地の脊振に対して協力要請があっていないという現実です。これを抜きにして一定の方向性を出すとか出さないとか、これは現実の問題としてできることではないと私は思っております。

そういう意味で、委員長がここにまとめておられます、本当によくご理解いただいているなと思うのは、「よしんば、建設の決定を下したとしても合意が不十分な現在のよ様な状況では実現は困難であろう」ということで、荒牧委員長は、焦点といいますか、論点をよく見ておられるなというふうな気がいたしております。そのとおりだと私は思います。したがって、合意形成というのは、民主政治、民主行政の中では私は最優先されるべき課題だと思っております。若干ほかの委員の方と、私の意見はマイノリティーといいますが、少数派の意見だとは思いますが、やはり民主政治では少数派の意見も尊重されるということが大事だと思いますし、七戸委員からもご指摘がありましたように、最終的には知事がどうご判断されるか、また首長さんたちとの話し合い、流域の住民の方、いろんな方面を考慮してお決めになることでありましょうけれども、私としてはそのような考えで、この委員長がまとめられたことに対しては評価をいたしております。

荒牧委員長 誤解のないように言っておきますけれども、個人的な意見はともかくとして、私はこういうふうにまとめたわけです。と同時に、4番目のところで、先ほどペンディングと言われましたけれども、こういうことを引き延ばすことによって起こるリスクについて、地域の住民の方々は十分理解しておいてほしいというふうに言っています。そのことをあえてここに書いた理由は、今すぐ起こる可能性ももちろん治水上はあり得ます。危険性は非常に高い。そのことについて理解する努力をしてほしいと。私は危険だと思っています。ですから、危険でないとおっしゃる方に対しては危険ですよということを申し上げてある。そのことのリスクを十分議論した上で民主主義のことをお話しになるのであれば私は合意しますが、今どういう状況であるかということが議論なしにその議論が進められていないかという危惧があるから、あえて、4番目のところですか、リスクを十分感じてくださいと。そのことについて、先ほど古賀さんは河川管理者がそこに出るのかと言われたけれども、本当に情報を持っているのは今のところは河川管理者です。地元住民がNPO法人をつくったり、いろんなところで勉強をやってきて、そして自前で議論ができるようになれば、そのリスクのことは自前で議論できるでしょうけれども、現時点では、残念ながら、その情報、知恵は河川管理者の側にあるんだと私も思います。

ですから、本当にもう少しきちっと出ていくためには、流域でそういう議論が行われること。先ほど古賀さんも言われたけれども、議論が行われることをとめられたことは非常

に残念です。そのことを理解しておいてほしいというつもりで4番を書いたことは理解してください。そうでないと、私が何かダムをやめたことに、その側に何かくみしたような形に見えますけれども、私は、リスクが十分あるけれども、どうしても今決断することはできないと書いたつもりです。

益田委員 言葉を返すようですが、1つだけ、リスクについては、流域住民の方々は、昭和28年の大水害から50年以上たった現在、大きな水害はなかったではないかという認識がございます。もちろん、これで安全と言う方は少ないと思います。何とかしなくてはいけないということは、この委員会も、あるいは流域住民の方々もほとんど共通の認識だと私は思うんです。ですから、リスクに対して地域住民の方々が全然無関心だということはないと思います。リスクについても十分認識をされていらっしゃると思います。

そこで、今日は、ちょっと論点が逆戻りするようなことを言って申しわけありませんけれども、佐賀平野の水の問題と城原川ダム、これは、副知事が土木部長の時代ですが、私も何回かお目にかかっておりますけれども、平成14年の12月に出示された資料でございますが、この棒線グラフに、国土交通省では $240\text{m}^3/\text{s}$ という流下能力にされておりますが、この資料によりますと、現況の流下能力というのは、例えばお茶屋堰あたりに行きますと、100という数字以下なんです。しかし、28水以来大きな水害は出ていない。もちろん、流域の方で、危険水位に達して大変不安を覚えられた方はあると思います。ですから、これが現況の県がお出しになった資料なんです。

そして、掘削をして幾らになるかという資料がここに出しておりますけれども、これになると、 $400\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力ということがこの資料にはっきり出ているわけです。こういうことを流域住民の方はそれぞれ、熱心な方は勉強なさっていらっしゃるわけです。ですから、さっき言われたように、流域住民が無関心とか、そういうリスクの意識がないとかということじゃなくて、こういう資料が出ているものですから、そういうので、50何年間大きな災害もなかったんだから、日ごろの管理が十分ではなかったのではないかという意見が大変多く出ております、各集落の説明会で。

そういったことで、河道の整備とか一部引堤ですね、8kmというのがあるかと思いますが、神埼町民の中の意見でも、全部引堤をしろという意見じゃないわけです。川幅は上流から下流まで一定でなくてはならないという認識じゃないわけです。ですから、いろんな方策が治水にもあるんだということで、何を申し上げたいかといえば、流域住民もそういうリスク、今後起こるであろう災害に対しては重大な関心を持っているということを申し上げたかったわけでありまして、個人的な意見ではございますが、一応申し上げておきます。

荒牧委員長 では、小宮さんから先にいきましょう。

小宮委員 委員長さんが4番目に書いてあることについては、非常に配慮されたんだなというふうに感じています。古賀さんの方からも、河川整備が進んで安全度が上がると、河川わきの水田が宅地になって危険になると。そして、この危険というのは、仮にダムができて、危険度は低くはなるかもしれないけれども、100%じゃないわけです。ですから、そういう意味では、この城原川はそれこそすぐにでも危険というふうな認識を持っています。だから、「住民間で十分な協議を行い」というだけじゃなくて、避難訓練とか、あるいは防水訓練とか、そういうソフトのところを整備していかないと本当の治水対策にならないんじゃないかと。安全を希求する治水対策というものは、今のところソフトもきちんと考えなければならぬんじゃないかと、そういうふう考えています。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。ほかの方、どうぞ。

実松委員 前回のこの委員会の中で、国土交通省が全国の河川の緊急点検を行ったと申しましたが、その中で、全国で975カ所が河川整備をしなければならないというような状況だそうです。県単位で言えば、佐賀県もその中の5番目に入っているわけです。それで、佐賀県も25カ所が危険河川ということで指摘されているわけです。だから、その危険河川の中にこの城原川が入っているかどうか私は知りませんが、もちろん国土交通省の方はその辺はちゃんと把握しておられるとは思いますが、そういう危険河川になっていけば、やはりそういうところは早急に手当てをして、そして水害がないようにやるのが大きな責務だと私は思うわけです、実際的に。この城原川を見た場合も、仁比山から千代田までの河川の状況を見ますと、障害物が多数あるわけです。だから、そういう障害物を早く取り除いて流下能力が低いところを高くしていく、また堤防に漏水しているところがあれば、そういうところを早く整備して漏水しないようにするというような、早く整備しなければならないところが幾らでもあると思います。だから、そういうところをまず基本的に考えてやっていけば、水がまたきれいに素早く流れるんじゃないかと、私はそういうふう考えるわけです。頭にどうしてもこのダム問題があるものですから、これを基本的に考えていくものですから、河川整備計画というものはダムを含めてやらなければいけないということがどうしても前提にあるわけですから、なかなか思うようにこの話が進まない。この河川の中をどういうふうな形にして流下能力を高めていく、そして安全な河川にしていくということをもっと考える必要がないだろうかとは思うわけでございます。

それから、委員会からの提案ということで、案の6番目でございますけれども、この前の神埼町の懇談会の中で脊振村の方が申されたのは、このダム計画があったために、いろんな将来の生活設計ができなかったということで、家屋の修繕もできない、また地域の道路整備も全然できていないということで、このダム問題のためにそういうふう置き去り

にされたということが大きな問題だと思います。だから、この問題が出なかったら、そういうことは絶対なかったと思います。恐らく、ほかの町村みたいに道路も完全に整備できただろうし、あるいは将来の設計が立たないということもなかっただろうし、いろんな問題がこのダム問題によって崩れたわけです。だから、この内容としても、ここに「地域振興策」と書いてありますけれども、考えによっては地域振興整備計画と間違ふようなニュアンスがちょっとあるものですから、地域振興整備計画ということになれば、これはダムを目的とした計画でありますので、この辺の言葉をもう少し変えた方がいいんじゃないかと、差し当たってそういうふうに思いました。

荒牧委員長 では、佐藤さん。

佐藤悦子委員 今回の城原川ダムについての案、6項目、とても一つ一つが重いものとして読ませていただきましたし、まあ、小さなことはありますが、共感できました。特に4番目ですね、将来において城原川がどういうふうな害を及ぼすかという住民の認識、そういう意味で、千代田町の方など、もしかしたら危ないかもねというぐらいの、河川の近くに住んでいる若い世代の人たちはそういう認識しかありません。具体的に、新しく来た団地の方などに、あなた方が住んでいる近くのここは堤防が結構弱いところなんですよと言うと物すごく怖がられますし、やっぱりそうか、どうしたらいいんだろうみたいに、うるたえられます。そういう情報がなかったという今までの中で宅地開発がされていた危険箇所というのは、千代田町にもいっぱいあると思うんです。

私がこの前の委員会の中でも言いましたが、越流させて、そして減災、災害のエネルギーを小さくしてみんなで受けとめようという意識を下流域が持とうということを提案しましたが、そうなってくると、4番ということがとても重要になってくると思うんです。下流域の水を受けとめる人たちが、本当にどれぐらいの水を受けとめるのか、受けとめなければならないのか、それからどこがどういうふうな危険に陥るのかという具体的な情報がないと、これもなかなかできないことだし、また野越しあたりの危険な場所に建っている家なんかもありますから、この4番のそういうものに対する理解を深めておく必要があるという中で、お互いにデータを出し合う必要性というのも要るんじゃないかと思うんです。こういうふうにある意味凍結という状態の中で、もっと下流域の人たちが話し合う時間をとることができたら、一番……。

私がひっかかったのは上流の脊振の皆さんのことだったんです。6番目に書いてありますことは、私は佐藤さんと違って、逆にこれは一番最初にしなければいけない、読み方で大分違うなと思ったんですが、脊振の方たち、水没地区の方たちに対して、私たちは本当に申しわけなかったですねというおわびの政策というものを提案しなければならないというふうに思って、この6番はとても評価したんですが、文面のとり方というか、そういう

のでそういうふうに思われたんだなとさっき聞いていたんですけども、古賀委員がおっしゃるように、これは一番最初に持ってくるくらいの重要な意味を持っているんじゃないかと思います。

それで、さっき、一番最初の「治水対策として」云々で、「基本として調査」を「1つとして調査」というふうにした方がいいんじゃないかというご意見がありました。3番目に「ダム案を含む治水対策」というふうになっているので、それほど大きな問題としてここが取り上げられなければいけないのかなとも思いましたが、大きな問題であれば「1つとして調査」というふうに変えていただきたいなと思います。ただ、それは細かな問題で、この提出された全体の案というのは、方向性としてはとても現状に合ったものだと考えています。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

では、七戸さん。

七戸委員 4番目の治水リスクの方から説明したいと思います。

治水リスクについて益田委員がおっしゃっていましたが、一番の問題は、佐藤委員がおっしゃっていたように、水害が現に起きた後に、ちょうど今の集中豪雨や台風の被災者の方と同じことが我々の身に起こるということを甘受することです。台風、水害の場合には、今回の地震とは違ってどの程度お金が出るかわからないけれども、基本的には自己負担の世界になってしまう。もう一つは、すごく悩ましい問題は、ここでダム建設が凍結されたところ。ところが、筑後川本川に関しては、河川整備基本方針で物すごく高い基準を要求しているわけです。それとの関係で、国家賠償法で、ダム建設に賛成だった人が、賛成だったにもかかわらず、河川管理者はやらなかったじゃないかといって国家賠償に行くのかいらないのか、法律家としてはなぞめいているところなんです。それに、ダム反対で水害をこうむった人間がフリーライディングされると、すごく困ったことが起こる。むしろ、治水リスクの問題というのは、被害が現に生じた名古屋の場合には、水田とかは別にして、住宅だけで800万円ですか、実際のところは水害保険というのもなかなか難しいんです。事故でリスクをとにかくかぶるということについて覚悟をしているのかという点であります。

それともう一つ、益田先生のお話との関係で、話がもとに戻ってしまったのかなという気がしたんですけども、自己決定の問題、流域自治の問題というのは、1つは、河川管理者と医者とは同視できないというのは、河川管理者としていらっしゃる方は素人同然という意識がどうもあるらしい。プロなんですよ。もう12回になっているにもかかわらず、データが出てきているにもかかわらず、そのプロとしての知見に対して依然として疑いを抱かれる。それからもう一つは、具体的なデータに基づいて、今危険なんですよ、たまたま

健康状態にいるけれども、ちょうど動脈瘤を抱えている人間に、おれは今ぴんぴんしているんだから大丈夫だと言っているけれども、我々プロの目から見ると、危ないですよと言っている状況に対して、その診断はおかしいんだと。これは医者の場合とは全然違うという発想の裏には、この2点があります。現状認識のデータに関して信用していない、それから河川管理者は医者なんかと違ってど素人であるという認識があると思うんです。そこに関しては、議論をする以前の前提段階の事実認識の問題だと思うんです。

ですから、今申し上げたように、治水リスクに関しては、とことんまで覚悟を決めるんだという意味の治水リスクであるという、すべてが現状認識です。それから、河川管理者はプロである、素人ではないのだと。出してくるデータなんかにもバイアスがかかっているものではないというのが2番目。その認識に基づいた現状において危険なものであるというこの前提は、もう12回もやったんだから、そこは確認したいと思う。

その上に立ってですが、1番と3番です。1番と3番に関しても、委員長案というのは、すごくソフトな形でお書きになったがゆえに、ダム建設をやめるんだという形にとられてしまいがちなんです、1番と3番は絶対に引けない。僕も引きたくないです。

問題は2番でありまして、2番の組み方も2通りあります。先ほど出てきたのは、この形で河川整備方針の原案として出してしまった場合には、出した後に修正をかけるしかありません。あるいは、二、三十年後までこれは固定になります。ところが、もう一個ありまして、2番に関しては、この委員会が終わった後も住民意見を十分聞き続ける、聞き続けた後になって河川整備計画というのを策定するんだという形です。案の作成自体を先に延ばすわけです。そうすると、つくった後で修正を加えるのではなくて、住民意見を聞き切った後で決めるんだということになれば修正にならない。こういう2つの考え方があるわけで、いずれにしても住民意見の反映の方法になっているわけです。

結論的に言いますと、1番と3番に関しては私は引かない。「治水対策として有効な」という部分の削除案が出ましたけれども、それは反対します。3番に関しては、異論がないんですから、そこは問題ない。あと、6番に関して佐藤委員、実松委員がおっしゃっているのは計画担保責任だと思います。水没する可能性のある場所に道路とかを引いてもどうしようもないわけです。つまり、個々の人間に対して、今まで起こってきた不安な状況に対して金で補償する、これが中心になると思います。

荒牧委員長 桑子さん、お願いします。

桑子委員 合意形成ということで七戸さんからいろいろご説明がありましたけれども、お話を伺っておりますと、住民の人たちは自分の病状について知らない無知な人たち、これはお医者さんの忠告には何が何でも従わなければならない、それが合意形成というような口調でおっしゃっていると思うんですけれども、医療の場合にも、手術を受けるにして

も、今はインフォームド・コンセントという話になっていますし、インフォームド・コンセントも、お医者さんが説明して、それで患者が同意すると。日本医師会は説明と同意という訳をしておりますけれども、実はそうではなくて、説明を受けた上での同意ということなんです。インフォームド・コンセントというのは、医療の場合にも、急性疾患の手術を必要とする場合もありますけれども、慢性的な病気もある。そのときには、その病気をどういうふうに治していくかということに関しましては、医者と患者が十分話し合いながら、患者が納得するような形で治療法を決定していく。これが現代医療の大きな流れになっているわけです。ましてや、公共事業でさまざまな批判を今まで行政も受けてきたわけで、河川法でも、地方自治体の長の意見を聞く、それから学識関係者の意見を聞く、それから関係住民の意見を反映する、この反映するということが非常に大事だと思うんですけれども、こういうことを法律で決めているわけです。城原川が危険な川であるとしても、非常に長い間そういう状態であったということは、今までの話からわかると思います。一種の急性疾患というよりも慢性的な問題点を抱えている。実際にここで暮らしている方々がいるわけですから、この地域の人たちが自分たちの住んでいるところをどういうふうに健全にしていくかということ自分たちで考える、これが本当の合意形成であって、住民の意見の反映ということになるんだと思うんです。そのときには、インフォームド・コンセント、十分に説明を受けた上で住民の人たちが同意するというこのプロセスが絶対不可欠です。それをやらないと、長良川とか吉野川もそうですけれども、さまざまなトラブルになってしまうというわけです。そういうことになってしまいますと、むしろダムをつくるつくらないの問題が今度は地域に非常に大きな痛手を残す。

私も水没予定地に行って少しお話を伺いましたけれども、隣り合った地域が賛成、反対に分かれて非常に辛い思いをしてきたということがあります。ですから、単に地域の今までの補償だけではなく、そういう対立関係にあった人々がこれから地域でどういうふうに地域をよくしていけるかという、そういう話し合いを、ぜひ佐賀県あるいは国土交通省にそういう話し合いの推進役になっていただきたい。その中で、もしダムがどうしても必要であるということを皆さんが認めるのであれば、それはそういう決定をすればよろしいと私は思います。それができないで、あなたは瀕死の重傷だから、とにかく手術を受けなければ死んでしまいますよというような一種の恫喝的な表現で、今、河川の整備にとって一番重要な点を回避するというのは、これは非常に問題だと思います。

荒牧委員長 では、先に川上さんの方からお話を。

事務局（川上） ちょっとお願いでございますが、これまでの議論を集約するような形で議論が進んでいるんだと思うんですが、先ほどもちょっとあったんですけれども、白武さんから「治水対策として有効な」というのは一般論というお話があったんですが、我々

は、佐賀平野の水問題ということで勉強してきて、一般的な地域のダムではない佐賀平野の議論をさせていただきたいということで説明したつもりなんです。具体的な有効な議論をぜひやっていただきたい。知事がいろいろ判断するときに、「有効な」と、こう言って、半々だったと言われても、どんな議論で有効なのか、その中身がわからないと判断しようがありませんし、これまで佐賀平野の特色を申し上げながら、治水に対しては、昭和28年の経験をお話しし、今年、集中豪雨もありましたけれども、それと天井川とか、そういうのをずっとお話ししながらやってきたつもりなんです。先ほど益田さんが具体の資料を言われましたよね。この議論はいつもそうなんですけれども、具体的なデータが、どっちがどうだという認識を、きちっとした議論が、そこがあいまいになってまた一般論になっているのが一番悲劇でして、きちっとそこをぜひ、どの順番でもいいですから、確認の議論を委員会でもやっていただければ非常にありがたいなと思います。

荒牧委員長 では、竹下さん。

竹下委員 一番最初の委員会的时候に、お互い、さんづけとか委員づけで言おうと言っていたんですけども、何か先生という言葉が飛び交っているように思いますので、あえてさんづけで呼ばさせていただきます。

益田さんの方からも、現状の地域の実情ではダム計画を打ち出すのはなかなか難しいんじゃないかと。それは、この委員会の中では皆さんそう思っていらっしゃるんじゃないでしょうか。特に神埼町の住民の皆さんの意向が一つになっていないというようなときに、そういうダム計画を打ち出すのはなかなか難しいということについては、委員として共通認識できると思います。

それともう一つ、実松さんの意見で、河川改修、つまりちゃんと維持管理して、障害物を外して、堤防を補強しなさいということで、それも皆さんほぼ共通認識できるんじゃないかと思います。それはすぐ必要ですよというのは、みんな異論のないところじゃないかと思います。例えば、昨年、15年に大分大雨が降った、それで野越しのちょっと下まで水が来ている、神埼橋の下あたりであれだけいっぱいになっている、じゃ、28水の雨が降ったら、これは相当危ないぞという認識は皆さんできるんじゃないでしょうか。そのときに治水に対してどんな方向性を出すかというのは、ダムじゃなくて、城原川にとってダムが最高じゃないという意見もあります。だったら、どういう方向性が一番いいと皆さん思っておられるのか、それを具体的に出不ないと、ダムは最高じゃない、だったらこうした方がいいという議論を出していかないと、先ほど副知事が言われた話のような、具体的な議論になっていかないのではないかと、そんなふうに思います。

荒牧委員長 それでは、松崎さん。

松崎委員 話がちょっとダムの有効というような話に移行しつつあるので、私は5番の

件について、どなたも意見を申し上げていないようですので、少し述べたいと思いますが、まさに書いてあるとおり、水管理システムを構築する、これには全く異論はありません。ただ、この議論の中でも、本当に水量かれこれというのは間違いないのかなという疑問を何回となく持ちつつも、この議論が進んできた。確かな数字が出てこなかったというのが、その裏にあるわけです。

ここで今私がお願いしたいのは、「城原川流域」ということで固定してあります。よくよく見ると、3ページには、筑後川、城原川、嘉瀬川、六角川ということで流域を使い分けしているんです。これは、城原川1本河川だけの管理システムじゃないと私は思います。広域利水の問題にしる、今までの議論な中でも嘉瀬川の話も聞きましたし、いろんな川の中の話聞いてきたわけですね、利水の方で。この管理システムというのは、北山ダムであれ、嘉瀬川ダムであれ、嘉瀬川全体の必要なポイントにおける管理システムが要るでしょうし、城原川、筑後川とも既に連携してある川ですので、佐賀平野全体の河川をにらんだ上でのシステムがきちっと整理され、そこで把握された数字がこれから先、いつになるかわからないですが、またこういうような議論の場で必要になってくるデータとして、あるいは日常の管理に生かされてくるものとして要るんじゃないかろうかということで、この「流域」というものはもっと幅広くとらえていただきたい。

それからもう一つは、その次の次の行に「広域水利用協議にも参加し」とあるんですが、この「参加」というのはどなたのことを指しているのかなと。流域の人か、県の人か、ちょっとこの「参加」の主語がわからなかったんで、それだけ確認しておきたいと思います。

古賀委員 修正の必要がありますよね。

荒牧委員長 はい。修正します。おっしゃるとおりです。

今、水利用のところまで行きましたけれども、今から35分ぐらいまで休んで、そして再開したいと思いますが、先ほど川上さんの方から、治水対策としてダム案をどう位置づけるかということについてもう少し議論を深めてくださいという話がありましたけれども、そのことを議論してみたいと思いますので、もう少しおつき合いをいただきたいと思います。

それでは、今から15分間、35分から再開したいと思いますので、ここにご参集ください。

(休 憩)

荒牧委員長 それでは、時間になりましたので、再開をしたいと思います。

先ほど提案がありましたけれども、治水対策上ダム案をどういうふうに位置づけるかということについて少し議論が分かれているように思います。まず最初に、ちょっと確認をしておきたいんですが、城原川流域委員会におけるこれまでの議論のまとめとして2ページ以降に示していますが、その中に「1 城原川の治水」とあって、治水上の現状確認と

いうところの一番下の丸のところに「28年大水害以降の降雨および流出記録、近年の降雨傾向、森林の保水能力に関する資料、上流から下流までの断面ごとの流下能力（野越しの存在も含め）、流域の開発状況等のデータ・資料に基づく討議より、流域委員会では「城原川は安全な川ではなく、何らかの治水対策が必要である」との認識では一致している」というふうに書きました。現状としては、ほぼ皆さん方はそう認識されているのではないかと。問題は、現状安全でない川、すなわち流下能力が、余裕高のところを除いて、流下能力最小部分が $240\text{m}^3/\text{s}$ というところでは、それと既往最大値 $690\text{m}^3/\text{s}$ との間に大きな隔たりがあって、もちろんその間のどこら辺を目標にするかによって異なるとは思いますが、何らかの治水対策が必要という点では、その「何らかの」は、目標を設定することと方法論とがセットになっているのかもしれませんが。ですから、そういうことも含めて「有効」ということについてご議論いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

古賀委員 私、今の委員長のご発言を聞いていてちょっと困惑しています。理由は、今まで議論したこと、議論と言ったらおかしいですけども、学習したことは何なのかということ。そういう意味では、治水の選択肢からいけば、治水のみからいえばですよ、ダムが限りなく、それしかないのかなという気がしています。

ただ、先ほど川上副知事の方から少し意見が出てきましたけれども、あれもちょっとおかしいのであって、要は出てきた資料を知事がそれなりに理解をすれば済むことです。それをこの委員会で云々というのとはちょっと筋が違う話であって、選挙で選ばれた人は権威、権力があるわけであって、その責任がある。だから、その責任のもとでそれなりに何か理解をしていただければそれで済む話であると思うんです。むしろダムの必要性、私はそういう意味で先ほどから十分条件と言っていますけれども、その十分条件から見れば、私たちが議論しないといけないことも多々あると思います。ただし、今まで議論が不十分であったところ、これは決してこの城原川だけに限ったことではなくて、嘉瀬川についても。その委員長のメモでは非常に美しいことを書いてあるんです。正論を言えば、ここに書いてあることを言えば済む話だろうと思うんです。だけど、利水について情報を集めて云々と言っていますけれども、情報がそんなにない。これまた問題なんです。集めればいいのかというご指摘があるかもしれませんが、集めることもしていない。じゃ、何で集めようとしなくて、そういうところからほじくり返していかないと、利水というのは解決できないと思っているんです。

利水については、恐らく量的なものからいけば嘉瀬川筋の方が深刻なはずであって、それと似たような問題が城原川にもあるけれども、それが横でつながっている。だから、そういうところの情報を集めて議論をして解決方法を求めなさいと言うのは簡単です。じゃ、できるのかと。もしできるならば、逆説的ですけども、嘉瀬川筋でも平成7年か8年ぐ

らいからやっていてまだ解決の糸口が見つかっていないわけです。それぐらい根が深いところがある。要は、現実はそのようなところなのであって、それを解決するにはもう一歩踏み込んで何かを議論しないといけないと思っています。そこがまだオープンになっていない。だから、十分条件というのは限りなく満足していないというのが私の意見です。

事務局（川上） 先ほどの説明ですけれども、私が申しあげましたのは、委員長がまとめられた2ページの治水上の現状認識の2番目、3番目、それと最後、この事実がどうかということを皆さんがしっかり認識できればということだと思っんです。多分、益田委員が言われているのは、そうじゃないと言われている。だから、多分これが否定されることになるんです。だから、どこがどうかというところの認識を合わせた方がいいのではないかなと、客観的なですね、それを指摘させていただいているということです。

荒牧委員長 議論するということであれば、その2ページのところで、私は、これはこの委員会ではほぼ確認できているという認識のもとに書いたつもりです。ですから、このこと自体が確認できないということであれば、今、川上さんが言ったように、それは議論の根本のところですれているということになるのかもしれない。

古賀委員 2番目と3番目ですか。

荒牧委員長 はい。だから、2番目と3番目と、結局、一番最後の6番目ということになるんでしょう。それを受けた6番目の認識ということ。

事務局（川上） 私の理解は、委員長はそれを受けて「有効なダム案」と書かれたのではないかなと。

荒牧委員長 私はそういうつもりで書いていますので、一番最初に説明しましたように、この部分については、多くの人たちが納得できているということを前提に有効なものとして、これを目標にし、あるいは現在の流下能力では非常に不足しているということを前提にして何らかの対策が必要であり、その対策としてダム案が有効な方策として今1つ残っている形なんです。どういうことかという、その途中で書いたのは、3ページ目に「4案を最終的に議論した」と書きました。それで、「流域委員会においては240m³/sの流下能力でよいとする意見はなく、また、河川環境の大幅な改変を伴う「流下能力500m³/sに河川改修を行う」を支持する委員はいない」というふうに断定してしまっているわけです。ですから、残っているのが、どちらかという、2)と4)の形のものが今のところ議論の対象になっている。そして、ダム案というものが有効であるということを前提にしてこの案をつくっているということは、論理的にはそうなっているということは間違いありません。

どうぞ。

古賀委員 副知事が言われた2ページ目の1の2番目と3番目の丸ですが、少なくとも

2 番目、3 番目というのは、これは当たり前のことじゃないですか。

事務局（川上） でも、今ご主張で、そういうことじゃなくて……

古賀委員 だから、これがおかしいと言われるんだったら、どこがおかしいかを言っていたきたいと思います。

荒牧委員長 では、竹下さん。

竹下委員 直接質問の答えにはならないと思いますがけれども、先ほども言ったように、平成15年の雨の写真を見たとき、それと、実は委員を引き受けたときに、私は全く流域外に住んでいるものですから、雨が降ったときに何度か見に行きました、できるだけ現実を見たいということで。それで、そういう現実を見たときに、そのときの雨量のデータを後で取り寄せて考えるときに、その690という数字を具体的に出したわけじゃないですが、相当危険な川だと。それで、どういうふうに自分が判断するかというときに、実際自分があの流域に住んでいるんだと、そうしたときにどう思うかという形で自分の意見を集約しようと思いました。そういう目で川を見たときに、とても怖い川だと。数字の根拠ということではありませんが、非常に危険な川だし、平成15年の雨量に対して28水のような雨が降ったら怖いなど。実際、私は筑後川沿いに住んでおりますので、筑後川の堤防で非常に怖い思いを何度もしておりますので、それと同じような状況が城原川にも何度もあったというふうな認識であります。

荒牧委員長 ほかにご意見はありませんでしょうか。

今、古賀さんの方からは、この2番目、3番目、6番目というところではもう合意できているのではないかとということで、これは自明のことじゃないですが、この委員会が到達してきた事実といたしますか、そういうところでは認識できているのではないかとことを申し上げます。

古賀委員 この2番目、3番目は定量的に分析できる話であって、どこの会社がやっても同じ結論が出てくると思います。

荒牧委員長 井上さん、お願いします。

井上委員 古賀先生が言われた2番目、3番目、これは事実なんです。先ほど言われたように、どこがどうしてもこういう結論しか出てこない。事実を並べただけであります。

それで、先ほど議論で出てきたんですけれども、50年以上、28水以降こういう大水が出てきていない、あるいは川幅が3倍になった、だから安全だとは僕は言えないと思うんです。先ほどの治水リスクの問題で、住民の方は、地元の方はよく知っている。よく知っておられると、むしろ逆の答えが出てくるんじゃないか。早くダムをつくってください、あるいは何とかダムにかわるものをつくってくださいという意見が出てくるのが、ごく当たり前の常識だと思うんです。そうじゃなくて、それでもなお必要ない、そういう安全な

措置をしなくてもいいと言われるというところがどうも理解できないんです。そんな気がしております。災害というのは忘れたころにやってくるとよく言われますけれども、今度の福井とか、ああいうところの水害の話をテレビなんかで聞いていると、今までこういう経験をしたことがない、そういうことをよく言われるんです。だから、いつ来るかわからない。計算上は一応150年に一遍という計算で、 $690\text{m}^3/\text{s}$ を目途にして考えられておりますけれども、150年というのは一つの計算上のあれでしょうけれども、一步一步危険に近づいているということは事実だと思うんです。そんなことはない、絶対こういう洪水は二度と来ないということは言えない気がいたします。むしろ一步一步近づいているというふうに私はとりたいんです。

ですから、今何らかの安全な方策を講じておかないと、一番最初に私言いましたけれども、私たちの子孫の生命、財産を、私たちの子孫と言わなくてもいいわけですが、それを守っていくという考え方を基本にして考えていかないと話がおかしくなるというような話をいたしましたけれども、やっぱり早く結論を出さないと、最終的にダムの話になっておりますけれども、どっちにしても、ダムをつくるかつくらないかという結論を出さないことには委員会はおさまらないという気がしますし、それを知事が受けてどう判断するかは次の段階であって、私たちの委員会としてはどちらかの結論を出す必要があると思っております。

荒牧委員長 佐藤さん、お願いします。

佐藤悦子委員 この2番目、3番目、6番目というのは、間違いのない、みんなの共通認識だと思うんですが、あえて言えば、昭和28年の大水害以降、水害に見舞われていないということが書いてありますが、この前の地区の住民懇談会のときに、私は千代田の分で出られる分は全部出て、主な地区の区長さんとか古老の方とかに日を変えてお話を伺ったりしに行ったんですけれども、昭和30年7月7日に城原川の東の土手が、下直鳥橋の東側が切れてお母さんと赤ちゃんが亡くなっていらっしゃるんです。そのときの雨が $690\text{m}^3/\text{s}$ 以下だったと思うんですが、 $690\text{m}^3/\text{s}$ という数字にこだわらなくても水害は起きています。それで、昭和28年のときは、城原川の西側の方の方は、すぐ近くで、下直鳥ですが、ここは庭先にまで水が来たとおっしゃっていました。昭和30年のときは、家の中の土の中にまで水が迫ってきた、でもそこまでだった。だから、大きな水に対しては大丈夫だと思うという認識があるみたいで、それぞれの洪水の水害の受け方によって、昭和28年を通り越された方の経験の違いによって、洪水はあるとは思っていらっしゃいますが、大丈夫だろうという認識の違い、安全度の違いの認識の差というのはあると思います。ただ、今のようないりりとした雨が降るような天候では、城原川の上がいつも幸運であるとは限らないというのは、みんな薄々、ぼんやりとした不安じゃないですけども、そういう感じでは受け

とめているんじゃないかと思うんです。そういう中で、みんな本当はどうなんだという詳しい資料を知りたい、本当に話を聞きたい。ただ、話を聞いてもよくわからない。私も1年かかってわかったようなことがいっぱいありますので、一、二回話を聞いたぐらいではとてもわからないというのが現実ではないかと思います。

それで、さっき出された委員長の案に対して私が賛成だと思ったのは、ダムをつくるにしろつくらないにしろ、地域の人たちが本当に自分たちの判断ができる時間が欲しいなというのをつくづく思っていました。でも、それを考えるときには、脊振の方たちに対してそれは本当に申しわけないという相反する気持ちがありまして、物すごく迷うところでした。もし時間がいただけるのであれば、まず脊振の方々に個別の補償というものをしていただければ、私たちはもう少し時間をいただいて、自分たちの命をどう守るかという論議をすることができると思います。そういう意味で、この現状確認というのはみんな共通しているんじゃないかと思います。

荒牧委員長 ありがとうございます。どうぞ、ほかに。よろしいでしょうか。なければ、ほかの議論でも構いません。

古賀委員 1ページ目に戻っていいでしょうか。

荒牧委員長 はい、結構です。

古賀委員 今日の議論でも、安全度、危険度、それからリスク、3つの言葉が出てきたと思います。安全度と危険度は、1から引き算をすればいいので一つにしますけれども、だから安全度とリスクは違うということを書きわけるように書いてもらいたいと思います。それで、治水安全度については、河川管理者はやはり情報をきちんと伝える義務があると思っています。ただ、リスクについては、住民の方たちに知る権利がある。そこから先は知る権利を第一に考えてやっていただく。この文章は、リスクのところを第三者的に書いているんですね、人ごとみたいに。だから、治水安全度についてはこういう表現でいいかもしれませんが、リスクについては、極端な話、なぜリスクという言葉を使うかということ、もうほかに選択肢がない、だからリスクで議論をして、リスクで意思決定しないといけないだろうというのが、もともとのリスクという言葉を使った人たちの思想なんです。

荒牧委員長 わかりました。どういう言葉で書くかはともかくとして、まずリスクというのは、安全度と……

古賀委員 だから、安全度は、川の堤防でいけば、何年に1度ぐらいで破堤しますとか越水しますということで終わりなんです。リスクは、破堤なり越水した後のことを考えて、どうしようかということで生み出された言葉なんです。だから、安全度は、ある事象が起こらないようにしようということで行政の方はやっているわけです。だけど、リスクは起

こった後のことなんです。ですから、言いたいことは、リスクを我々が人ごとみたいに表現するのはやめましょうということです。例えば、私が当該地域に住んでいて、非常に危ないところに住んでいるんだったら、私は多分リスクという言葉を使っている意見も言えるんだろうと思います。

荒牧委員長 議論の中で古賀さんが言ってくれたんだけど、例えば地域自治体が今まで、あの当時、28水以降、住居がいっぱい建て込んできた。そのことは、もともと都市計画上、そこを住居として許可していいかどうかという権限は地方自治体の側にもあるわけでしょう。そうすると、それと安全との間の掛け算みたいなものになるというふうに考えていいですね。そして、先ほど七戸さんが言われたみたいに、水害が起こったときにこうむるであろう1戸の被害の想定額が、前に議論して事務局から教えてもらったけれども、名古屋ではほぼ800万円と出た。そういうのが全部トータルとして住民の人たちにちゃんと伝わってという意味でいいですか。違いますか。

古賀委員 リスクを、ある確率掛け損害、損害はお金でもいいし、例えば水質だと、大体、死亡者数ではじき出すんですけれども、その定量的なリスクを出しなさいといっても、正確に出せるところまで技術力はまだっていないと思います。ただ、定性的にはそれらしく表現できると思うんです。だけど、それはだれかが知らしめることではなくて、知りたい人が存在して初めて何かができる。だから、リスクコミュニケーションと言っているんですけどね。

荒牧委員長 文章としては直していきたいと思います。

ほかにどうぞ。

益田委員 さっき委員さんから発言があった中に大変な誤解があったので、あえて私は申し上げておかななくてはいけないと思います。恐らく各委員の方は承知していらっしゃると思うんですが、はっきり申し上げますと、この城原川がこのままでいいと言っている方は、ほとんど、もちろん100%とは言いませんが、70%、80%の方は、何らかの治水対策が必要だという認識では一致しております。これはこの委員会も同じだと思いますし、また流域住民の方々もこれでいいと言っているわけじゃないんです。今、井上さんから、大変誤解があるなと思って私は聞いておりましたが、決してそう言っている方はいらっしゃらないわけです。危険を感じております。ただ、今ここで議論になっているのは、要するに、河川整備をやる上でダムを前提としてやるのか、あるいはそれ以外の方法でやるのかを我々は今議論している。ですから、絶対という言葉をおっしゃいましたが、そのとおりです。それは、ダムだって絶対ということはありません。河川改修だって、絶対ということは自然災害の場合あり得ません。その点はひとつ誤解のないように、私はあえて申し上げておきたい。だから、ここで私が申し上げたいのは、ダム以外の整備計画、安全確

保ができないのかということを示しているわけです。

それで、委員長おまとめの中に、2ページでお示しいただいている、「流域委員会では「城原川は安全な川ではなく、何らかの治水対策が必要である」との認識では一致している」ということで、おっしゃるとおり、そのとおりです。みんな認識は持っているんです。何とかしなくてはいけない。だから、短期的に早急にやるべきこと、明日にでもやるべきこと、これは再三申し上げていることです。この点、誤解のないようにお願いします。もう早急にやる。ただ、長期的に考えた場合、また方法は違ってまいります。ですから、我々は、地域住民も、ただ反対のための反対をしていっしょの方じゃないと思うわけです。ですから、論拠を示すと、川上副知事は、ダムにかかわる方法があれば有効なことを議論してくれというようなことで、おっしゃるとおりです。その点で、私の所見を3ページのペーパーにまとめて荒牧委員長にはお出しをいたしました。もちろん、委員会の雰囲気から見ても少数意見であると思いましたが、私は私なりの信念といいますか、ポリシーに基づいて、人に迎合するとか、そういうことじゃなくて、私の委員としての責任において、こういうペーパーを3ページ、代替案を出せとおっしゃるならば、あえてここで簡単に申し上げておきます。

まず、治水については、これは28水を想定してあるわけです。ですから、また議論が逆戻りするということも当然出てくるかと思えます。したがって、時計の針を1年前に戻そうという気持ちで申し上げているんじゃないということをご理解をいただきたいと思えます。ただ、話の筋として申し上げなくてはならないものですから、あえて申し上げますけれども、治水は当然、人命、財産。こういう問題になりますと、判で押したように、環境、何を言っているんだ、まず人命、財産だと、必ずこれが返ってきます。これは、だれだって、それを否定する人間は一人もおりません。みんな人命、財産なんです。ですから、その上で私が申し上げたいのは、今の流下能力の問題、これは十分、河道の整備と、それから一部引堤。私は8km全部を引堤にする必要はないと思っております。下流域だけでもいいと思えます。できるところ。それから、土木が発表されました資料の中にも脆弱な箇所があるわけです。そういうところの補強は当然やるべきです。それと、私は、この委員長の報告の中には入っていませんが、森林整備と長期的な森林整備等の補完機能、相互作用によって、城原川の安全は十分確保されるんだというようなことを対案として申し上げております。それから、財政上の問題も、さっき川上副知事にお尋ねしたとおり、水特法についてはふたをしているんじゃないか、これは非常におかしいんじゃないかという点。それから、環境の問題も私は荒牧委員長に提出しております。吉野ヶ里公園との関係、つまり歴史空間。あそこから1~2kmしかございません。あそこに広大なコンクリートの構築物は、弥生時代をしのぶ歴史公園にとっては当然受け入れられがたい。それから、有明

海との関係も、再生の問題についても私は1回申し上げております。

それと、治水のところでちょっと落としましたけれども、今回、新潟とか、福井とか、いろんなところで、地震は別して、水害が起きておりますけれども、治水能力といいますか、ダムがそれを失ったときの恐ろしさというものは、その被害の程度は自然流出による水害以上の犠牲を覚悟しなくてはいけないということを申し上げております。というのは、ご存じのとおり、新潟にしても、京都の舞鶴の由良川にしても共通しているのは、水かさが増すのが物すごく早いんです。ですから、行政の避難勧告が遅かったとか早かったとか、再三議論がありますけれども、ダム特有の特性というものは、ダムがいっぱいになって放流したときの水位の上がり方というのは、自然流水の水害以上の時間的な早さ。わかりやすく言えば、避難する時間さえどうかすると失うというようなのが今回の悲惨な水害状況。恐らくどこでも、五十嵐川の例も、由良川の例も、御笠川の例も、こういう河川で水害が起きているけれども、みんなダムを持っております。上流にはすべてダムがございます。五十嵐川なんかは2つくらいあると思います。そういうことで、いずれもダムを持っている。だから、ダムの安全神話というものには、21世紀はちょっと振り返る時期じゃないかなという個人的な考え方を持っているものですから、私は絶対ということはもちろん言いません。ダムだって、今度の地震ではひびがたって、今補修、国土交通省が調査を始めたということが今日のニュースでもございましたけれども、もちろんダムの技術は世界最高だと思っておりますが、そういうことで対案を、まだここにいっぱい書いておりますが、この辺で私の個人的な見解を少数の意見でもあえて述べざるを得ないというようなことでございます。

荒牧委員長 1つだけ確認させてください。

2ページ目、上から4つ目、「城原川は安全でない」とする意見が総当数を占めるの「総当数」が間違っていますので、直しておいてください。すみません。ミスタイピングです。城原川は現状でも安全であるとする意見が相当量あったことは間違いありません。それが一つのバックデータになっている部分もありますので、益田さんが言われることは、流域のいろんなアンケート等には、安全でない、安全でない理由はかくかくしかじかであるというふうに事務局がまとめられたものの中にも相当あることは十分承知した上で私は書いたつもりです。ですから、益田さんがおっしゃるように、皆、現状のままで安全であるとは思っていないとわざわざ書いたのは、安全だからもうさわるな、現状は安全なんだ、50年間来ていないじゃないか、3倍に広げたので安全な川になったんだという意見がアンケートの中で見えたので、そのことを上で紹介して、ただし委員会ではそういう意見ではなくて、何らかの治水対策が必要だという論理で書きましたということです。

それから、もう一つ益田さんに言っておきたいんですけれども、確かに益田さんから意

見をもらいました。森林の保水能力、すなわちダム効果、遅延効果と言ってもいいですけども、そのことがこの委員会でも何度も説明されて、実は治水において150mmということが、ちょっと記憶が正しいかわかりませんが、残念ながら、治水のところにおいて、すなわち400mm、500mm、600mmという雨量のときに、そのダム効果というか、治水効果は、森林できくあれが非常に弱くて、最初の150mmまではという説明を受けて、それはある程度、日本学術会議等でオーソライズされた案であるというようなことまで紹介されたと思うんですけども、そのことのイメージで私はそういうことを書いているわけです。治水の遅延能力としてはないということで、ベースをそこに置いて、残念ながら、そのことをやれば、我々がターゲットにしているような雨量に対して、その方策を期待することができないというふうに書いてあるんですが、そのことは余りおっしゃらなかったから、どういうことかわかりませんが、対策の1つとして議論してきたことは間違いありませんね。そのことは書きましたけど。

では、古賀さん、お願いします。

古賀委員 余り身内のことは言いたくないんですが、土木工学では教科書に載っている事柄なんです、森林の云々というのはですね。あわせて、森林にそれなりに雨水を吸い込む力があるのは事実です。しかしながら、治水計画を立てるときに、その能力を見込んで、例えば堤防の高さを低くするとかいうのは、計画論上、絶対にやってはいけないし、危ないことなんです。そう都合よく雨が降るわけない。むしろ堤防の高さを決めるときには一番都合の悪いときを想定して、すなわち山はもうたっぷり含んでいるだろう、そこに雨が降ってきて、それでも安全に流すようにというのが計画を立てる側の思想だろうと思うんです。それは常識なんです、私の世界では。だから、計画を立てる側は、そういう危ない計画はとてもしないけどつくれないんです。

あわせて、さっきの話はダムがたくさん水を出すような話だったと思うんですが、それも事務局から、ダムに入ってくるピーク流量よりも高いものは出ないというのはしつこく説明してありましたよね。それも常識なんです。ただ、その常識を理解するには、うちの学生でも少し勉強しないといけないので、それ以上言いませんけれども、むしろ益田さんをお願いしたいのは、今まで私たちが言った意見を踏まえて、この1枚目の表現を具体的にどう変えなさいということをししないと、成果としてこの提言が提言にならないと思うんです。だから、具体的にここをこう変えろと、それについて皆さんから意見をもらって、それで賛成とか、ここはおかしいとか、そういう議論をしていかないと収束しないんじゃないかなと思います。

荒牧委員長 古賀さん、それはもう具体的に提言として出ているんです。白武さんもおっしゃったけれども、それは有効だということが確認できていないという意見なんです。

ダムが有効であるというふうには認識できていないと。1つであることは認めるけれども、有効であるということは認めがたい。だから、基本として治水計画を立てていくということについても異論を唱えておられる。その点ではもうはっきりしていると思いますが。

古賀委員 そういう意味で、私は有効であると思っております。

荒牧委員長 では、佐藤さん。

佐藤正治委員 先ほど森林のことが出ました。ご存じのように、先日、台風23号が来たわけでございます。今、昭和28年の水害ということが非常に論議をされております。戦時中は強制伐採ということで森林が伐採された事実があるわけですね、軍用材というようなことで。そして、昭和28年当時は山が非常に荒れていたというようなことが水害の一つの原因になったんじゃないかという感じもするわけでございます。私の近所も戦時中に伐採をして、そこが崩れ落ちたというようなことで、雨が降っただけではなくて、そういうふうな森林管理にも問題があったんじゃないかというようなことが考えられるわけでございます。

今日は副知事さんもお見えでございますので、私、山林所有者として、また山林に住む者としてお願いをいたしたいと思っております。今、台風23号の被害調査をしておりますけれども、30年、40年、50年ぐらいのスギ、ヒノキが相当量倒木をいたしているというのが現状なんです。しかしながら、今のこの高齢化の状況を見ますときに、私も村内を見回って、いろいろ被害を受けられた山林所有者に聞きますと、もう植える気力がないというようなことを言われるわけです。これがひいては、山を放置しておくということは環境にも問題があろうし、私は昭和28年の災害に匹敵するようなことにもなりはしないかと危惧するものでございます。

そういうことで、私は、緑のダムといったって、森林がダムにかわるものじゃないということぐらいはわかっております。しかしながら、県も森林の持つ機能ということを考えられるならば、これに対して早急な対応を私はお願いをいたしたいと思っております。県としても十分な手当てをやっていただきたいと思っております。他県ではそういうふうな例があるわけです。この前の、平成3年ですか、台風19号のときは、相当量の、大分県あたりはやられた。その木が川に流れて、あそこの松原・下笠ダムに相当量たまったというようなこともございますので、真っすぐ川に流れた場合にどうなるのかということを考えていただいて、早急な対応をしていただきたいと私は思います。

蒲地委員 関連で。

荒牧委員長 では、蒲地さん、お願いします。

蒲地委員 ただいま森林における治水効果等々でいろいろご意見があっただけでございますけれども、その前にちょっとだけ、今日も議論が大分長引いておりますが、先ほど実松委員

なり、あるいは益田委員から、現状の城原川の中で、流木が立っているとか、あるいは堤防が非常に弱いところがある、漏水をしている、そういうところを早急にやるべきだというご意見がございましたが、これはもっともなことだと思います。ただ、この流域委員会ではそれは議論しなくても、河川管理者が見えておりますので、ここでもそういう実態をお聞きになっておりますから、この流域委員会での河川整備計画で云々、どういう話をするとかいうことじゃなくて、もう一つ別の角度で、日々の河川行政の中で、漏水をしているとか、あるいは堤防が弱いところとか、あるいは雑木が茂って流水が落ちているとかいうことについては、そういう場で今まで議論してありますので、河川管理者も十分ご理解していると思いますので、そういうことについては、制限された時間でございますので、余りご意見を出されない方がかえっていいのではないかなというふうに私は思っております。

それで、本題の森林関係でございますけれども、今、佐藤委員がおっしゃいましたように、山林所有者の方々は、植林をし、あるいは下刈りをし、それからまた間伐をし、枝打ちをしということで、非常にご苦勞をされながら国産材の造成に努力をされてきておられます。国策として、特に佐賀県は人工林率日本一というぐらいにスギ、ヒノキをたくさん植えられております。しかしながら、いかんせん輸入材によりまして木材価格が非常に安くなって、森林を管理することについても、費用的にももうどうしようもないというような形で、現状の山を見てみますと、ある意味においては、間伐が全然行き届いていない、昼でも太陽の光線もほとんど届かないというような山が大部分でございます。そういう山においては、雨が降っても保水能力はございませんし、また山から土砂も流出をしております。きちっとした間伐等が行われて、太陽光線が地面に降り注ぐようになりますと、雑木が下の方に生育をすることによって保水能力も増大していくわけです。ですから、今、佐藤委員もおっしゃいましたけれども、間伐を促進するなり、そういうことをしていく必要は十分にあるかと思っております。

なお、これは私の個人的な感じでございますけれども、確かに山林が保水するとかいう話はございます。これについては、こういう治水対策で考えるような時間的に大きな雨の中においては、今、古賀委員もおっしゃいましたけれども、ほとんど期待するのは無理ではないかなと思っております。逆に、間伐が続いたときの湧水の量がそんなに落ち込まない、少しずつ山から水がずっと長い間出てくるということで、湧水の回復といいましょうか、量の増大には相当の効果がございますけれども、治水面については、そういう森林面の効果というのが期待しない方がいいのではないかなというふうに私も思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、白武さん、先にお願います。

白武委員 余りよく考えていないんですけれども、これまでずっと議論を、今日は12回目ですね、治水について、利水について、環境について、財政について、地域住民の意見について、それぞれ反対意見、賛成意見が出てきた。それは事実なんです。その一つ一つについて私自身きちっと理解できたかという、そうでもないんです。それで、印象なんですけれども、結局、結論を出すというのは、治水だけじゃなくて総合的に勘案する。植物はもう要らないというのではなくて、城原川流域の植物なんかは無視していいという話じゃないんです。総合的に勘案してダム建設というのは絶対じゃないというふうな印象を受けたんです。

例えば、環境破壊による莫大な負の効果というのはあると思うんです。それを当初経済ベースで換算できませんかという話をしましたら、そんなことは無理だと。だけど、費用対効果という、ダムをつくりまして、莫大な、巨額な建設投資をやります。そして、ダムの機能を維持するためのいろんな費用がかかります。それと、環境破壊にかかわるいろんな、先ほど益田委員さんがおっしゃったような負の効果が出てきます。それを経済ベースで換算すると、費用対効果一つとっても、どうでしょうか、大変なことだと思うんです。だけど、それがまだきちっと検証されていないという、そういう意味では、もしそれがマイナス効果が非常に大きいとすると、そういう環境の側面で有効じゃない。ただ、治水面では皆さん認めましょうよ。だから、植物は要らないという、そういう視点の考え方の人、植物環境なんて守らなくていいという人からすると、確かに有効なダムだという意見になるかもしれませんが、「有効な」というのをもう少し総合的にきちっとすべきじゃないかなという、そういう意味で「有効」というのをを使うのは、ここで合意した修飾語じゃないような気がします。

荒牧委員長 文章としては、「治水対策として」と書いて、そしてその次に、だけど、水利用と環境は必ずしも十分な議論が行えなかったと書いたつもりです。

白武委員 そうでしたね。ごめんなさい。私は、「有効な」というのは、治水対策じゃなくて、もっといろんな、今までの議論の中でさっき言いましたような多面的な議論がされてきましたから、そういう視点でダムというのを評価すべきであるという意味では、先ほど述べましたような絶対有効なダムという言い方はできないかなと、そう考えます。そういう意見です。

荒牧委員長 先ほど言いましたように、古賀さんから言ってもらったけれども、一番最初の文章を我々としてどういうふうに認識していくかということに絞って言うとなると、先ほどおっしゃったように、私自身も、水の利用、環境について時間的に十分な討議が行えなかった、そのことは認識しています。だから、ある意味で言うと、もうちょっと時間を置こうということになっているんだと思いますけれども、ただ、少なくとも一番理解し

てきた治水については、遊水地をつくるとか引堤をするとかということよりも、ダムの効果というのは非常に大きいということを述べたつもりです。事実だけ言っておきます。

では、竹下さん、お願いします。

竹下委員 先日の神埼の懇談会でも所長の方から話があったんですが、ダムの放水という話で、ダムから放水されたらかえって危ないんじゃないかという話で、先ほど古賀さんからもあったんですが、ただ、先日の水害なんかを見ていると、例えば $100\text{m}^3/\text{s}$ の流水があって、ダムで $50\text{m}^3/\text{s}$ をカットしていた。ただし、ダムがいっぱいになったら $100\text{m}^3/\text{s}$ をそのまま流さざるを得ない。そういう状況で、水害を受けた人たちの話を聞くと、水位の上がり方が急に変わったというのは、これは現実だろうと思います。ただ、それはダムがなければもっとひどいことになっていたわけですが、そういう水位の上がり方をしますよということは、ある程度ソフト的に住民の方に知らせておく必要はあるだろうと思います。つまり、ダムが絶対じゃないよ、ある水位を過ぎれば全部を放流せざるを得ない、そのときには急に水位が上がりますよ、そのことは皆さんわかっているって下さいというのは必要だろうと思います。

荒牧委員長 では、事務局から。

事務局（勝木） 今のダムの放流の関係についてご説明いたします。

先日の説明会の中で、新潟のダムで、かえって洪水を助長した、過放流で堤防が破壊したというような意見もございました。それと、今、竹下委員さんの方からも、満杯になって急激に水位が上がるのではないかとのご指摘の件について、ご説明をさせていただきます。

（プロジェクター）

これは、7月13日、新潟で堤防が決壊して災害が発生した。上が、五十嵐川の上流に県の笠堀ダムと大谷ダムが、洪水調節を目的とした多目的ダムがあります。それともう一つ、刈谷田川の上流には刈谷田川ダムというのが、同じように県のダムとしてあります。当日は、大きな雨で、こういう箇所ですと堤防が決壊して大きな災害が発生したという災害です。

このときの雨が日量 421mm 。これは、昭和36年当時では 340mm ですが、1.2倍もの非常に大きな雨が降ったという降雨でございます。

この1日 421mm 降った雨に対してダムがどう機能したのかというデータでございます。縦方向に、これを貯水位というふうに考えていただきます。それで、横になっているのは、これは満水状態です。それと、赤の部分が流入量です。入ってくる流量が立ち上がって大きくなっていてあります。そして、下の部分が実際にダムで放流した部分です。当然、雨が降って流入が多くなる分ダムでため込んで放流している。ですから、カットしているということです。当然ダムの貯水位はその分上がっていきます。確かに満杯になった状態

では流入イコール放流という形で、ずっと影響のないような形で放流している。

このとき、まず1点は、下流の中之島のところで13時ごろ堤防が破堤しております。この地点のときの洪水調節を考えますと、ちょうど30kmぐらいあるので、到達するまで3時間ぐらいかかる。これを計算しますと、この地点で約186m³/sほどダムでは洪水をカットしているという事実です。それで、ピークでいきますと、193m³/sを洪水調節している。要するに、このピンクの部分はダムでため込んでいるという状態です。ただ、ダムの場合、当然計画を超える洪水が出てきますので、8割水位になると、洪水調節の方はただし書き操作という形に入ります。満水位から下の8割水位のときから、操作は、下流に残存放流というんですか、急激に水位が上がらないような放流操作をやる。これは操作規則で定めておまして、当然、下流へ周知、警報をいたします。そして、ここの立ち上がりがこの形です。これは新潟のダムではなくて、すべての洪水調節のダムについては操作規則なんかでそう位置づけられている。

これは刈谷田川ダムでございます。あと、残りの笠堀ダムも状況としては同じで、破堤はしておりますけれども、その2時間前のときでやりますと、90m³/sほどダムで流入量も調節、落としている。当然、満水位近くになると、ただし書き操作で、まあ、どうしても急激に水位が上がりますが、そういう周知をしているという状況です。同様に、大谷ダムも同じ状況で、こういう形で操作をしているというのが事実でございます。このダムの放流によって破堤したという意見が前にございましたけれども、むしろダムの効果は働いている、効果は出ているという状況です。それと、満水時のときの放流は、事前に周知しながら、急激な立ち上がりがないような操作をしていくという規則になっているということでございます。それと、過放流というのは、当然、流入イコール放流になりますので、入ってきた水以上放流しない仕組みになっておりますので、ちょっとその辺の誤解がありますが、人工的に洪水を起こさせるということは城原川ダムではないというふうに考えております。

それと、景観の話が先ほど出ましたが、これは10回の委員会するときにも資料をお配りしております。ダム地点がこの地点で、下流のダム直下、それから下流の仁比山公園、一番最初に現地視察をしました。それから高速道路、それと吉野ヶ里、この4つの地点からダムをのぞいたものです。ダム直下に向山橋というのがございます。ここから見ると、ダムが完成した暁にはこういった形で見えるであろうということで、これはイメージでございます。そして、下流の仁比山公園の愛逢橋がございまして、一部こういった形で、眺望というんですか、この地点から見るとこういう形になる。そして、高速道路からは全く見えません。遮音壁等もありまして、ちょっと見ることはできません。あと、吉野ヶ里からも全く見えないという状況です。あわせて説明させていただきました。

(プロジェクター終わり)

荒牧委員長 事務局、どうもありがとうございます。それでは、議論を続けたいと思います。

それでは、藤永さん、お願いします。

藤永委員 先ほども話が出ておりましたけれども、この城原川というのは直線的な川で、天井川ですので、現状でも非常に避難が難しい川なんです。ダムがあればこそ、こういう時間の問題が解決できるという利点もあるということが一つあると思います。

それから、先ほどちょっとお話がありましたけれども、河川というのは流域全体で考えていかなければいけないことじゃなからうかということで、下流だけ川幅を広げるとか、そういう話になるというのは、私は私、あなたはあなたという感じの地域エゴ的なところが物すごく出てくるんじゃないか、それは公正性とは全然相反するものじゃなからうかという考え方を持っております。

それで、リスクの問題は、治水というのは、水害というリスクに関して物を言っているのであって、そのリスクをどうするか、保有するか、回避するか、方法が4つほどありますよという話です。もちろん、回避するという話の中にダムとかが入っておりますし、それを保有したらどうするか。要するに、保有してその辺をどう考えていくかというところの中に方法というのがあると思います。だから、そのリスクをどう考えていくかの中では、ダムを兼ねたやり方が一番いいんじゃないかと。回避するというふうになると、例えば皆さんにその辺の保健とか訓練とか、個人補償をどの程度しますとか、そういう問題に大きくなってくるんじゃないかと思っております。だから、その辺はちょっと問題がまた別の意味になってくるんじゃないかと思っております。ですから、治水上は、この辺を回避する形の中で、ダムとか、そういうものを併用していくという考え方が大切じゃないかと思っております。この委員会自体は何らかの結論を出すべきだと私は思っております。

一番最初に戻りますけれども、ダム案というのは有効な手段である、放棄すべきではないと。放棄すべきという問題を消せというのはそこにあるんですけども、有効な手段であるというのが私は大多数の意見だと思っております。と同時に、2ですけども、「よしんば、建設の決定を下したとしても」じゃなくて、むしろ、これができたとしても20年後、30年後の話なんですよ、実を言うと。私はそう解釈しております。ですから、もう我々の時代じゃない、次の時代の人にそれを残して、そういうものをその後どうするかというのを決めていいのかどうかという話なんです。ですから、そこら辺は今ある程度のことを考えて、例えば合意形成ができていないとすれば、その中で合意形成に努めるとか、そういう方向の書き方があるんじゃないかと。簡単に言えば、はっきり言いますと、例え

ば建設をしましょうかという話、そして同時に住民の合意がとれるように努力しましょう。10年後、できませんよという話になったら、それはそれでいいかもしれませんが。初めから今の段階では難しいですよと決めてかかるのは、この委員会の趣旨ではないんじゃないかと。それを判断するのは知事とか管理者であると私は思うんです。ですから、この委員会は、どうしましょうかということを決める。私としては、リスクの問題から考えれば、ダムを併用するというのが一番効果的だなという思い方をしていますので、そういう方向で考えていったらどうでしょうかという提案です。

事務局（川上） 委員長、時間の話が出たから、ちょっとよろしいですか。

荒牧委員長 はい。

事務局（川上） これまでちょっと言っていなかったんですけども、ダムと河川改修がどういうふうに進むかという話ですね。これはくれぐれも誤解のないように。短いからダムが有利と言っているわけではないんです。河川で言えば、今の実態からすると、100年以上かかるようなあれになります。それで、ダムの場合は、これはいいか悪いかは別にして現実の姿を言っているわけですけども、ダム事業というのは別の予算があります。今、中止のダムがふえつつありますけれども、現在実施中のダムが10年ぐらいかかります。ですから、その間は予算的には厳しいというように聞いています。その後の予算的なあれは、可能性は比較的高くなるということでもあります。投資の方からすると、10年から20年というか、財政力によるんでしょうけれども、早くできる、こういうふうな構図になっています。だから、くれぐれも誤解のないように、ダムを急ぐべきだと言っているわけではないということを申し上げたいと思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

では、佐藤さん、お願いします。

佐藤悦子委員 ちょっと質問ですが、さっき藤永さんがおっしゃったように、例えばここでダム建設推進という結論を出してやり始めたときに、10年後、まだ着工はしていない、でもいろんな状況が変わって、そこで中止になります、10年後のいろいろな諸事情で中止の方がいいというふうな結論になりましたということも可能なんですか。

事務局（川上） 推進で、その後の流域の方々の議論で、やっぱりやめた方がいいねと、こういう議論があると。

佐藤悦子委員 そうです。今、藤永さんはそういうふうにおっしゃったと思うんですが、それが可能かどうかということをお伺いしたいんです。

事務局（川上） それは、これまでに余り例はないかもしれませんが、可能は可能でしょうね。どうしても皆さんが中止の方に理解ができるようなことであれば、これからの時代は私は可能だと思います。ただ、これまでは、ある段階まで進んで、もうトンカチ寸前

になってやめたという例は、長野がありますかね。

事務局（中村） いえ、ないと思います。

事務局（川上） ないですか。

事務局（中村） そこでちょっと問題になるのは、それならそれで実行可能なかわりの対策が見つかるということが多分前提だろうと思うんです。ほったらかしで、ただやめたというのはできないと思いますので、そういうことが前提であればきっと可能なのではないかというふうに思います。

佐藤悦子委員 ありがとうございます。そういうことであれば、ここで建設するとか建設しないとかいう決定をするというのはとても重大なことだと思うんです。子供たちに残す遺産として、私たちが直接じゃなくても、20年、30年ということで大事な遺産だというふうにおっしゃいましたけれども、だからこそ、もしかしたら負の遺産になるかもしれないということも私たちは危惧するわけです。

それで、時間が欲しいなというのは、いいんだよ、水を受けますよという地域の了解が流域で得られたら、一番最初に、このあたりの城原川の成り立ち、またはこの平野の過去からの状況というのをお話しいただいたときに、宮地さんが、もともとは佐賀平野全体が遊水地だったんだというふうなことをおっしゃっていましたが、そういう考え方でみんなが災害を小さなエネルギーとして受けとめるということが可能ではないか、そういうことを専門家の方たちも交えて一緒に話し合っただけで対策をとることができるんじゃないか、それまでの時間がもしできたら、恐ろしいというか、それだけのエネルギーを頭に抱えるようなダムは要らないんじゃないかというふうに私は思います。それで、ダムにかわる対策がとれるとすれば、それまでの時間を欲しいなと思います。でも、ここで結論を出さなければいけないというのであれば、私は反対の方に回らざるを得ないなと思います。

荒牧委員長 では、桑子さん、お願いします。

桑子委員 以前も申し上げたかもしれませんが、私は淀川水系の河川整備計画に関係しておりまして、淀川水系の流域委員会が出しました住民の意見を聞く聞き方ですね、これは意見書という形で出たんですけれども、従来型の住民の意見の聞き方では不十分であるので、住民同士が自分たちの問題を議論する中で意見を出していくというプロセスで、そういう集会の進行役をやらせていただきました。淀川の場合、私が関係しておりましたのは川上ダムという上流のダムですけれども、既に道路のつけかえも80%近く完成しておりまして、それから40戸近くの水没予定地の人々も移転を完了しております。そういう状況の中で、河川整備の見直しが河川法によって行われる、学識経験者の方々も従来の河川整備のあり方に対して反省すべき点は反省するという事で意見書を出して、今ダム問題も大詰めに差しかかっております。結局、一たん工事を開始して、住みなれたふるさとを

後にした人々がいるわけです。そういう中で一たん工事を中止しております。そして、住民の意見を聞く、また流域委員会の議論を聞くという、そういうプロセスを長い時間をかけてやっているわけです。

ですから、この10年ぐらいの間、河川についての考え方も随分変わっておりますし、どういう方向か、国民も、それから国土交通省も、いろんな人たちが一生懸命考えているという状況なわけです。そういう中で、今、川辺川もそうですけれども、いろんな問題が起きているわけで、そういう問題をできるだけ回避するような形でいい話し合いをしながら、一番いい方向を見出していくというのが、この流域委員会の意義でもあると思いますし、それから今進行中の住民の意見を聞くということの意味でもあると思うんです。ですから、ゴーサインを出して、それでまたトラブルになって住民の意見をもう一回聞き直そうなんていうことになると、例えば移転した人たち、ふるさとを後にした人たちの苦しみというのは、私も実際に話を伺っておりますけれども、大変なものなんです。脊振村の方たちの30年間の苦しみもありますけれども、またそれとは違った苦しみがあります。

そういうことで、私は佐藤さんのおっしゃることに賛成なんですけれども、明日大雨が降って本当に洪水になるかもしれません。わからないんですけれども、ダムができるまでかなり時間がかかります。ですから、十分な時間をかけて、十分な時間といっても、それは何十年もかかるわけではないわけで、今まで住民対話集会を何回かやりましたけれども、それでも住民の人たちの理解というのは進んでいるという話がありましたし、それから神埼町の議会あるいは町長を初めそういう方々の理解ですね、話し合いに参加する意向も、徐々にではあるけれども、進んでいるという話を聞いております。ですから、そういう話し合いの場をしっかりと設けながら、もちろん全員一致ということはありませんけれども、でも合意形成ということと言えますと、きちんと話し合いの場を設けて、十分議論をしたんだからこれはしょうがないなというところぐらいまでは議論していただきたいと思うんです。

アイヌの人たちの議論の仕方、とにかく対立があったときにどうするか、もうとことん議論をして、眠った方が負けというルールがあるんだそうです。とにかく、私も住民対話集会を運営しておりますけれども、朝10時から始めて夕方4時半までぶっ続けでやっております。お年寄りの方が多いので、健康のことを心配しながらやっておりますけれども、本当に十分に時間を尽くして議論していただかないと、どうしても不満が残ります。ですから、集会が終わりますと、皆さんくたくたに疲れて、もういいというくらいで、対立があることを認めながら議論はできたということをおっしゃるんです。そういう意味できちんとした議論の場をこれからつくっていく、それを佐賀県の独自の方式でやっていただきたいと思うんです。三重県でやっているのは、伊賀上野でやっております。上野というと

ころは伊賀忍者の里で、これは反権力で有名なところなんです。しかも、伊賀忍者というのは、皆さん一匹狼で、この話はまとまりませんよというふうに私は言われたんです。しかし、聞いてみますと、皆さん自己主張が非常に強いんです。ですから、かえっていい議論ができます。神埼町に行きましたときに、いろんな意見があるという印象を余り持ちませんでした。たくさん、500人の方がいらっしゃるにもかかわらず、割合、皆さん同じ意見でまとまっているな、それで皆さん本当に自分の気持ちをきちっと表現しているんだろうかという印象を持ちました。そういう場をこれからきちんとして上での効率的な議論をして最終決定していただくというのが私はいいいんじゃないかというふうに思います。

荒牧委員長 では、七戸さんから先にいきます。

七戸委員 もう5時に近づいていますが、そもそも我々がこの委員会に呼ばれたときは、知事がすぐ決定をする、脊振村の方は30年間待たされた。もう決定すべきなんだという前提でやるときに、僕は最初からこの案に対しては苦言を呈しましたけれども、どうして最後の最後になってペンディングをやるのかなと。もちろん意思決定は重要ですけども、我々はもともと決定をするんだ、時間はないんだと。30年以上お待たせした上に、これからもまた待たせることの決定をするのかというのは、我々のもともとの委員会の趣旨ではないと思います。

ただ、時間がありませんので、私の提案なんです、1ページ目のところの流下能力330m³/s、これは皆さん一致だと思うので、3は通る。問題は1と2なんです、知事的面子をつぶすことを覚悟で言うならば、この3だけは案として提出する。ただし、ダム建設反対に関しては、半年でも3カ月でも1年でも住民意見を聞く形で、それで決定させようという形で、つまり部分的な提案、部分的には地域住民の意見を十分聴取する形で決定するようにという案を出すという形じゃないと、妥協案としては出てこない。これを期限も区切らずに住民意見を聞くなんていうのは、もともとのこの委員会の趣旨にも反するし、もともとの脊振村の方たちにご迷惑をおかけしているのを何とかしなければならぬという趣旨にも反するわけですね、このままのペンディングの形では。

ですから、もともとの趣旨に、知事からの、あるいは法定委員会の趣旨に反する結果になって非常に心苦しいと私は思うんです。12回目になってペンディングというのは心苦しいと思うんですけども、少なくともペンディングにならない形では、3は通す、それから6もこのままで通すという形で案としては提出する。ただ、1、2に関しては、住民意見の意思を十分尊重するような形で、期間の区切り方に関してはご議論があるかと思えますけれども、区切る、なるべく早いうちにどちらかに決める、住民意見を聞いて知事が決定するという形での意見提出しかないんじゃないかと思うんですけども、ご提案申し上げました。

荒牧委員長 では、佐藤さんの方から先にいきましょうか。

佐藤正治委員 水没地の委員として、30数年ということ、今度のこの流域委員会を最後にして結論が出るものであるというように、いろいろな組織なり村民というものは考えておるわけです。それで、下流の方には非常に失礼ですが、こういう会議というものが今まで下流で開かれなかったというようなことはどうかと、私たちから考えればそういう考え方もあるわけです。それで、私たちは30数年たっている、下流の方は今1年生だというようなことじゃないかなという感じもするわけでございます。

それで、利水の場合の不特定用水というようなことがここにもありますが、不特定用水についての内容というものが十分に説明をされていない、また建設費の占める割合といえは不特定用水にかかる費用が多いという中で、どうしてこういう大事なことが十分論議なされないのかなというような気もするわけで、11月に知事さんが判断をされて、どう出られるのかわかりませんが、こういうことは下流なり、また地元なりに説明をしていただきたい。ダムをつくるのは脊振村です。下流の方にダムはできないわけです。だから、私たちの苦しみということも十分考えていただきたい。私の村にも3つの組織があるわけです。極端に言えば、反対、賛成という組織があるわけです。私は、委員としての立場で、また村民の一人として、ダムをやめる、つくってくださいというようなことが現在の状況としては言えない、言いにくいというのが私の現在の立場なんです。そういうことを下流の方も十分考えていただきたい。下流の方が、ダムは安心、安全のためには必要ですよと言われる気持ちは十分わかりますけれども、長い年月ということも十分考えていただきたい、私はかように思っておるわけで、今度を契機に本当を言えば結論を出していただいて、ダムという問題をうちの村から、どっちかでやっていただきたいというのが私たちの意見で、先日の神埼の懇談会のときにうちの村長も申し上げたと思います。一日も早い解決というものはどういうものであるかということも十分考えていただきたいと私は思っております。

そういうことで、現状の時点で、下流の不特定用水、いろいろなそういう諸条件もそろわない中、村民の中には、下流が水は要らないと言っているのに何でダムをつくらなければいけないのかというような極端な意見も出ているというのが現状なんです。そういうことを十分踏まえていただいて、今後の対応を国土交通省なり県というものは肝に銘じて考えてやっていただきたいと思います。

実松委員 私も水没地区の住民として、この問題については1年間で結論づけるということで、住民から相当言われてきました。それで、住民の方も、早く白黒をくけてくれということで、これまでの30数年間の精神的苦痛が相当あったものですから、もうこれ以上もたないと。この30数年のうちに50数名の方が亡くなっておられる。また、非常に年をと

られた方もおりますし、一人になられた方もおられます。そういった中でこの方向性が見つからないということであれば、いつまでも住民にそういった不安をかけるわけです。だから、この問題について一日も早く何とか白黒をつけていただきたいというのが住民の本音でございます。

そういったことで、つくるかつくらないか、これからまだ議論はいろいろとあると思いますけれども、30数年間という犠牲というものをまず基本的に考えていただいて、そして、結論づけることはなかなか難しいとは思いますが、そういった水没地区の住民のことを十二分に考えていただいて、この問題を早急に解決の方向に向けて進んでいただきたいというのが私の願いであります。

だから、本当に必要性があれば、もちろんいつまでも反対しません。そういうことを的確に下流域住民に対しても伝えていただいて、その必要性を問うていただくのが事務局の責任じゃないかと思えます。だから、今までの説明ということもある程度不足していたんじゃないかと、そういうことも十分考えられますし、必要がないならば、それに向かってもう少し住民に説明をするというようなことをやっていただくのが本当の姿じゃないだろうかと思います。この城原川というものは、広域利水事業の中で重要な位置づけということを知っております。佐賀導水を使って水を東西に動かすということではありますが、そういうふうな位置づけがあるならば、そういうことも今後想定して地域住民に対する説明をやる。そういういろんなことを今後考えて、水没地区住民が一日も早く将来の方向性が見つめるような、そういうことを今後考えていただいてこの会議を進めていただきたいと思えますので、ひとつその辺をよろしくお願いします。

荒牧委員長 では、竹下さん。

竹下委員 住民との対話とか、住民への説明が十分できていないというのは、ここに出席の委員さんはみんなそう思っていると思えます。住民の意見がある程度まとまっていたら、この流域委員会自体必要なかったんじゃないでしょうか。まとまっていないからこそ、我々流域委員会の中で議論してくれという宿題が出されたんだろうと思えます。それが流域委員会の一つの役割なんじゃないだろうかとこのように思っております。

それともう一つは、先ほどから利水に関してまだ余り議論していないんですが、特に利水に関して私が思うのは、佐賀平野において、基本的にはまず農業用水なんです。農業用水については、筑後川下流土地改良事業はほぼ完了した。筑後川下流土地改良事業を木の幹に例えれば、枝である県営のかんがい排水事業もほぼ完成し、葉っぱである圃場整備もほぼできた。ということで、佐賀平野の農業用水に関しては、昔とは水体系が全く変わってしまった。変わってしまったけれども、今の水管理は以前の水管理をしている。そこに大きなギャップがあるんじゃないかと。だから、それについてはほぼ完成したんだから、

今がチャンスなんだから、今のうちに今後の佐賀平野の水管理、水の操作、水の配分システムというものをつくっていく必要があると思います。ただ、確かにおっしゃるとおり時間はかかると思いますが、今がチャンスだと思っています。

荒牧委員長 古賀さん、お願いします。

古賀委員 竹下さんのあれで、私はちょっと違う意見があります。水管理が全く変わってしまったということで、私は水管理という言葉がまず使えないんじゃないかと思っています。管理していないと。だから、結局、利水について今のままほっておくと、例えばダムをつくっても水がたまらないとか、いろんなことが起こってくるわけです。そういうのをほっといていいのかと。そういうのを解決できぬままダムの云々という議論はちょっと早いんじゃないですかと。どういう問題があるかというのがまだオープンになっていないんです。だから、利水については、いろんなエゴがぶつかり合って、解決できぬまま今のままで来ているというのが私の正直な印象です。ただし、この印象を我々全員が共有化するには、もう少しドライな分析結果が出るべきなんですけど、出せなかったというか、それが出なかったんです。そこは事務局に対して強く責めておきたいと思っています。

あと、実松さんと佐藤さんですか、お気持ちはよくわかるんですが、私は、そういう意味で最初から言っていますように、この1枚目の一番下の2行ですね、少し修正が加わると思うんですが、それを一番上に持ってきて、そして復帰改行を2行ぐらい入れて、スペースを入れて表現するというご理解いただけませんかということをお聞きしたいんですけど。一番最後の2行はちょっと文章が変わると思いますが。

荒牧委員長 今、具体的な提案として、確かに佐藤さんと実松さんは、今の時点でダムを建設するか建設しないかという決着をつけてくださいと。七戸さんもそうおっしゃっているんだけど、そうじゃなくて、いわゆるその苦しみの方は十分理解できるので、そのことを先行してというか、一番上に書いて最重要課題として我々は認識し、そして、佐藤さんが言われたのかもしれないけれども、今議論する時間が欲しいということでは理解してもらえないかということについて何かご意見がありましたらお願いします。

佐藤正治委員 論議が十分なされていない、また今から論議をとというようなご意見でございます。それは私もわからないでもないわけです。今、先生が言われたように、この6番目というものは、幾らか私も勘違いしていた面もありはしないかなという点もあるわけです。そもそもこのダムというものがどこのためにあるのかということですね。ダムというものは、やはり下流の安全のためにあるというのが私は大きな目的ではないかと思うわけです。それで、こういう委員会を延び延び、延び延びやっても、どういうふうな結果になるだろうかなと思うわけです。こういう会議のやり方であれば、地元の委員として私たちはもう参加する必要はないと思っています。その結果によって我々も判断したいと思

います。そうしなければ、受益町村でもない、何も無い中で私たちがどうだこうだとは非常に申し上げにくい。また、さっき申したように、うちの組織があるという中では我々の態度も非常に表明しにくいというような現状でございます。それで、この流域委員会を延ばしてまたいろいろ審議をされるということであるならば、端的に言えば、水没地の委員としては、いても価値があるだろうかというような気がするわけです。

そういうことで、今後、皆さんたちがどうお考えになるかはわかりませんが、この委員会というものがどういう格好になるのかわかりませんが、私はそういう気持ちを持っております。

荒牧委員長 では、飯盛さんの方から先に。

飯盛委員 私たちのこの委員会はダムに対してイエスかノーかを結論する委員会であると思って引き受けたんですが、それはそういうふうにしていいんでしょうか。最初はそうだったんでしょうか。もしそうであるならば、どっちかに結論を出さないといけないんでしょうが、その最終期限として、今おっしゃった上流の住民の方のこと、それから下流の方のことを考えて、本当はこの次までというようなことで私自身は受けとめていたんですけれども、せめてあと1カ月か2カ月あるのであるならば、もう一回住民の意見をきちんと私たちが判断して、そして決める。今の流域委員会としては、治水の対策としてはダムがいいというふうにも考えても、住民がどうしても反対されるのであるならば、ここで決めたとしても、それは実行には多分移すことはできないだろうと思うんです。まだ私自身が、申しわけないんですけれども、流域住民の方の気持ちをはっきりと把握することができない。上流の方の気持ちはわかったつもりです。だけど、一番恩恵をこうむるであろう下流域の方たちの気持ちが危険ということであるのに、なぜその治水対策に対して反対されるのか、その辺のところがよくわかりません。だから、そのあたりをあと1カ月ぐらいでもちょっと聞きたいなというのが私の意見です。

この前から流域委員として流域治水対策について勉強をして、ダムか引堤か遊水地か、その3つの方策しかなかった。その中で経済面とかを考えて、ダムがよいであろうというふうに理解した。だけど、そのダムができないのは流域の方々の反対があるから。流域の方々の反対があるときに、日本の現状を見て、決められたものが覆されることはある。流域の方たちの意見をしっかりともう一回聞いて、安全でない知っているのになぜ反対されるかということを知りたいなというのがあります。

荒牧委員長 では、桑子さん、お願いします。

桑子委員 竹下さんのお話にも今のお話にも関係していると思うんですけれども、私が理解しております流域委員会の役割ですね、河川法によって規定されて役割は、専門的な立場から河川整備計画について意見を述べるというのが役割です。それから、それとは全

く独立に流域関係住民の意見を反映する。河川法では、どういうふうに住民の意見を聞くかということをおぼしめ流域委員会の役目にはしていないと思いますけれども、大体そういうふうになっているようです。ですから、流域委員会は、我々はあくまで専門家の立場から意見を述べるということをお役割にしているわけです。

ただ、この城原川流域委員会は、事務局の配慮ということもありまして、専門家だけの構成にはしないで、流域住民の方の代表の方も入っていただいて議論している、こういうことになっているわけです。つまり、流域住民の気持ちを代弁するというよりも、私は、その流域の土地について深い知識を持っていらっしゃる方の代表として議論に参加するということだと思うんです。そういうことで議論してきた中で、古賀先生がおっしゃるように、専門的な立場から、利水についてはまだ十分な議論ができていないという、そういう判断がなされていますし、私も環境については十分な議論が行われていないのではないかといい気持ちを持っております。ですから、そういう専門家の判断があるにもかかわらずどちらかに決めなければならないというのは、これはちょっと話が違っているのではないかなというふうに思っています。それから、住民の皆さんの意見を聞くというのは、これは河川管理者に課せられた責任であって、ですから、そういう専門家の意見、流域住民の意見を十分踏まえる形で河川管理者が責任を持って意思決定をするというのが、今の河川法の決まりだということに思っています。ですから、住民から意見が十分出ていないから流域委員会がどうのこうのという、そういうストーリーにはなっていないと思います。

荒牧委員長 では、竹下さん。

竹下委員 私が先ほど申し上げましたのは、利水と治水の両方に分けて考えるべきだと思うんです。治水に関しては、ある程度方向性は出せるんじゃないかと思うんです。ただ、利水に関しては、現状では議論がほとんどされていないし、現状も確かにわかっています。例えば、樋管をだれが管理しているかもわかっていないような状態でどう議論するかという、まずできないと思います。それができなかつたら、例えば790万 m^3 の利水という説明もできません。そういう意味では、利水を考えると、ダムに対する結論を出すことは今の時点では非常に難しいと思います。ただ、治水に関しては、ある程度方向性が出せるんじゃないかということで私の意見を述べたつもりです。

荒牧委員長 では、古賀さん、お願いします。

古賀委員 利水については情報が出ておりませんが、どこかにためないといけないうのは出てくると思っています。ただ、私が言いたいのは、なぜためないといけないうかを理解してからじゃないと、その容量が必要ですよというわけにはいかないと。だから、なぜそんなになっているのかが大事であって、つくるつくらないというのは、利水については後で考えればいいことだろうと思うんです。そこが、嘉瀬川筋も含めてこの佐賀

平野の抱えている宿命だろうと思っています。我々が、我々と言ったらおかしいですけども、この地域でなぜこういう水の使い方になっているのか、なぜこういうところに要るのか、そこを知るところから始めないと何にも言えない。そこを私は言いたいんです。

荒牧委員長 今2つの大きな問題を抱えているわけで、当初からその問題があることは十分認識していて、1つは、もともとこの委員会に招集がかかった理由が、先ほどお話があったように、もうどこかで決着をつけてくださいということがあって議論を始めた。それは、ダムの問題について決着をつけてくださいということです。それは承知した上でスタートを切りました。それで、この1年間やってみた結果として私がまとめ上げたのは、確かにそれはそうなんだけれども、治水については、ダムの有効性ということを私も理解できたし、皆さん方も大部分の方が理解できたと思う。しかし、1つのダムを建設していくためには、もう一つの役割であるいわゆる不特定用水という名前と呼ばれている利水、水の使い方の問題、そのことについてのいろんな討議が必ずしも十分に行えなかったということが1つ。それから、これは佐藤さんたちの方からも、上流の方からも出ただけけれども、なぜ下流は必ずしも意見が一致しないんだろうか、一致しない段階でダムをつくってくれと言われてもということがあったことは事実です。だから、もうやめるという側に結論を出すというところまで私は決断がつかないということを示しているわけです。

ですから、千代田の佐藤さん流に言うと、我々はもう少し時間をかけて、利水、治水、それから環境のすべての面でもう少し議論を深めた後でダムを決定することができないんだろうかと。先ほどお三人の方は、それはできないのではないかとおっしゃっています。ですから、私が書いた最後の6番目の文章、すなわち個別のこと、待てないとおっしゃっていることは十分理解できるので、佐賀県はそのことを十分踏まえた上でその作業に入ってください、その上で待つことができませんかという提案になっています。ですから、上流側、脊振村の人たち、水没予定地域の人たちがもう結論を出してくれと言われたことの、いわゆる自分たちの生活の方向性について、それは佐賀県と議論を開始してもらえないかと。それで、ダムをこの地につくるかどうか。そして、治水として有効であるということは認めるけれども、利水の問題とか環境の問題を考えてこれからどうすればいいかということはもう少し時間を置いて議論すべきではないかと、1年やってみて私はそうまとめるべきではないかと思って提案しているわけです。

ですから、そのことが所期の目的に反していることは十分承知していますので、一番最後にそういう文章として、上流のダム水没予定地の地域と村に対して早急にそういう議論を開始し、そして実行に移してくださいということを示しているわけです。それが必ずしも十分でない、もうどちらかに決着をつけてくれというふうにおっしゃっているのであれば、もう一度その議論を深めていかなければいけないのかもしれないかもしれません。

古賀委員 この委員会では、神埼の地域でダム反対論が多いというんでしょうか、何となくそういう意識でみんな話をしていますけれども、ただ、歴然とした事実は何かという、神埼町がそういう決定をしたけれども、その後の声なき声というんでしょうか、アンケートなんかを見ていると随分変わってきている雰囲気があるし、本当に100人いたら90人までが反対してあるのかなというのが私はわからないと思うんです。だから、そこは我々全員がそこそこ、そういう印象というんでしょうか、それを共有化しておかないと議論が先走のような気がしますので、ちょっとそういうことを言わせていただきたいと思います。

そして、この1枚目の、七戸先生からいろいろ出ましたけれども、私はとりあえず、しつこく言っていますけれども、この6番目を1番目に上げていただきたい。そして、2番目の「よしんば」云々というのは、確かにご指摘されたように、これは印象ですね。だから、提案になっていないんじゃないかと。だから、もう少し提案らしいような表現にした方がいいのではないかと思います。

それで、先ほどどなたかが対案を出されたと思うんですが、藤永さんだったですか、そういう前向きな表現にきなさいとか、何かそういうことを指摘されたと思うんですけれども、私もそういう方向がいいような気がいたします。

荒牧委員長 ほかに議論はありますでしょうか。

益田委員 これは意見の分かれるところだと思いますけれども、私は今までの12回の委員会の流れの中でこれ以上のことは出せないと思っております。したがって、「よしんば、建設」云々の下り、今、古賀委員からご指摘がございましたが、それは一つの見識ではございましょうけれども、委員長のこのペーパー、この論点、これは委員会の空気を的確に表現されたなという評価を私はいたしております。

荒牧委員長 七戸さん、お願いします。

七戸委員 私個人としては、私がこの委員会を受けたときの契約内容として、この1年間の委員会の中で結論を出してくれということが、依頼主は河川管理者の側ですので、それが延びても差し支えないとお考えになっているのか、それとも決めてくれというのが、むしろそれは依頼主が決める事柄で、基本的にはそうだと思うんです。僕が先ほど述べたように、依頼内容がそうだったので、このままペンディングはおかしкаろうと思っているので、たとえ延びたところで1年とか半年とかなんだと思うんです。

それとの関係でも、提案に関しては、流下能力330m³/sとか、あるいは治水リスクに関してもそうです。もう何回もなったので、私のあれもよくご理解いただけたらと思って名前を挙げますけれども、益田委員とか、白武委員とか、あるいは桑子委員です。洪水が起こったときの覚悟をお決めになっているという発言は、ダムを建設されない方では佐藤委員だけなんです。建設することによって、有効なダム案であるということについては、僕が

言ったことについては、覚悟もしますし、責任も取る。そういうことで厳しい言い方になっているのかもしれませんが。ですけど、それはこの限られた期間内にきちんと結論を出そうと思うから、ある種、僕の言い方は全部性急な言い方かもしれないけれども、それは頼まれた期間内に仕事を上げるための話である。それに関しては、譲歩はするけれども、永遠のペンディングはあり得ないと思っています。それとの関係で、今はフリートークの世界だから、河川管理者側はお答えを用意していないんだと思いますけれども、あるとしたって、1年あるいは半年、それ以下で決めるべきで、もともとはこの期間内に決めるべき事柄だったんですから、なるべく短いようにという妥協案を提起したいと思います。

古賀委員 七戸先生は、依頼主は河川管理者と言われましたけれども、私自身は県知事と河川管理者だと。それで、今日のこのメモは、知事に対する提案書だろうと私は認識しております。たしか委員の委嘱状は2人からいただいたような記憶があるんですけども、まあ、それはいいです。ですから、このダムについては、今日、せいぜい延ばして次回。本来ならば、今日結論をつけるべきだろうと思っております。

あと、佐藤さんなんかの覚悟のほどですか、前回もお聞きしましたが、これは私からの質問ですけども、もしかしたら、言葉が余りよくないですが、内水によるリスクと破堤したときのリスクを混同しておられませんでしょうか。

佐藤悦子委員 越流ということで考えています。破堤させないような堤防づくりをしていただきたいと思うんですが、それはさっき川上副知事が100年かかるというふうにおっしゃっていました。それぞれ弱いところがありますが、その弱いところに対して、さっきも言いましたように、専門家の方々の知恵をかりながら、弱い部分をどうするか、住んでいる人たちを避難させるか、その対策をとるか、それから、ここは破堤するんだという場所があったら、それを破堤させたときに水をどう導くか、そういうふうなことを考えながら、エネルギーをなるべく少なく受けていこうという考えです。内水の場合は、クリークの水がだんだん増していく、あれは、何か魚が泳いで、魚釣りでもしようかということでも穏やかな水ですので、大した問題ではありません。

古賀委員 私自身は、リスクという言葉は、内水でもないし、越水でもありません。破堤を前提にしています。したがって、恐らく今の状況では下手をすると逃げる暇がない、そういうものを前提にしています。あと、弱いところがわかっているならばということですが、弱いところがわかっているんだったら、河川管理者はとっととやっています。破堤というのは、一番最悪の場合は、いつどういふことで起こるか分からないことがある。したがって、河川管理者がいろんな計算をするときには、本当かなというような計算も時々します。だけど、それは、本来起こってはいけないんだけれども、起こるかもしれないよねということを前提にして計算するからです。ただ、この城原川については、これ

は確率的な話ですから、直近の、何十年先かわかりませんが、リスクが非常に大きいところがあるのではないかと。それは明らかに野越しの近くで、昔は人が住んでいなかった。これは、人の生命からいけば人が住めないわけですから、越水したにしても破堤したにしても、破堤した確率掛け損害、生命の数というのはゼロですから、リスクは限りなくゼロに近いわけです。そこに安全になったからということで人が、あるいは家が張りついてくると、私自身は非常に怖いものを感じます。だから、私自身はそういうものをリスクという言葉で表現しています。

佐藤悦子委員 例えば、ダムができて城原川の安全度が上がったというふうに判断された場合、河川の周りにはもっと住宅ができてくるはずで、これはある意味でまた危険なことがふえてくる。それは、流域に住む人たちが自分の身をどう守るかという意識をどう持つかということにつながってくると思うんです。だから、ダムがあっても安全じゃない場合もあるし、ダムがない場合に、さっき藤永さんがおっしゃっていましたが、平地で水がふえたときにはどこにも逃げようがないと。本当にどこにも逃げようがないんです。私は土手の横で育ちましたので、水かさがどんどんふえてくるときに、横は内水というか、水が来ているので、水を渡って集落の中に逃げるか。でも、そこは橋を渡らなくてはいけない。橋を渡るのが怖いくらいに水が来ている。じゃ、土手には逃げられるかという、土手はもっと怖いというふうに、本当に逃げる場所がないというのが平地の水のふえ方だと思うんです。そのふえることの予測はつくと思うんです。例えば、上流でどれだけ降った、3時間後にどこはどれだけの水位になる、これに対して避難をするということは水がふえる前にできると思うんです。そういう自分たちの防災システムというものをきちんと地域が共有できたら、人的災害は少なく済んでいく、命のとられるまでの水には巻き込まれないという意識はあります。

だから、地域がそこまでの覚悟をするかどうかという話し合い、自分たちが水が来たときにそれでいいんだ、受けますよという意識を持つかどうかというのは、その話し合いができるかどうか。この前、神埼であった住民の懇談会でしたかね、あのところでは、まだ県や国から出されたデータがどうのこうのという、そういう論議から深まることなく、本当に危ないんだ、だからどうするんだという論議まで全く行かなかったんです。そういう段階で、こっちの方ばかりが危ないから、じゃ、こうしましょうといっても、恐らく流域の人たちはさっき言ったソフト面までの危機感を持たないと思うんです。本当に自分たちが危ないんだ、どうやって逃げるんだというソフト面のしっかりした意識がネットワークとしてあれば、そのときに初めてもしかしたらダムが必要かもしれない、そのとき初めて脊振の方をお願いしますということになるかもしれない。でも、それ以前の段階で幾ら言われても、私たちには理解できないんじゃないかなという気がとてもしています。だか

ら、さっき言ったように、逃げるということは、水のふえ方というので、いろんな情報システムでできることではないかなと思っています。

古賀委員 いろんな地域を見て、そのようになっているようなところは余りないと思います。むしろ、河川管理者の努力によってリスクを低くするようにしているところで多分手いっぱいだろうと思います。その最大の理由は、河川管理者は何せ川の中しかいじれない。土地利用に対しては口が出せない。いわゆる都市計画というのが、まあ、これはちょっとあれでしょうけれども、日本の中では計画論上、上位計画と言っている、都市計画でいろんなものを決めてしまうと、一番低いところのレベルの計画とか、それに合わせてやらないといけないんです。ですから、多分、今から100年前とか200年前は、いろんな言い伝えとか経験上で、ここはこうしようよとか、いろんなことがあったと思うんです。それはどういうことかという、自分たちで知っていたわけです。知っていて、次にどうしようということを考えてやってあったと思うんです。

それで、私が一番心配するのは、知らずに住んである方です。そのことは、その人たちには多分責任はないと思います。だれかが何とかしないといけないんだけど、じゃ、どうしますかという話です。リスクは、当然その人たちが理解した上で議論しないとけないという人ごとみたいな言い方をするレベルのものではないと私は思っています。だから、どうしてもそういうところは越えてはいけないところがあって、私自身は住んでいませんので、ということです。

荒牧委員長 どうぞ。

益田委員 時間も大変過ぎて申しわけありません。私、一言だけご紹介させていただきます。

今、佐藤委員がおっしゃったことに関するのですが、この委員会で専門家という言葉が何回も出てまいります。私はど素人でございまして、先生方は国なりあるいは県なりのお墨つきの専門家の先生方でございます。私はど素人ですが、むしろ公募委員という立場を誇りに思っております。無色透明、中立公平、私は一匹狼でこの委員会に参加させていただいたことを大変、プライドといいますか、私なりに誇りを持ってこの議論に参加させていただきました。その点で、今日は私の意見ということで1点だけ紹介をさせていただきます。

専門家という言葉が非常に出てまいります。私はそれなりに専門家の先生方を心より尊敬申し上げております。しかし、専門家の方の中にも、ここに長くただら書いてありますが、要点だけを申し上げますと、河川の災害というのは河川改修だけでは絶対に防ぎ切れないということで、関東学院大学工学部の宮村忠教授、河川工学の専門家が言っておられた談話が出ております。これは、京都の舞鶴の由良川沿いの道路でのバスの水没に関する

る記事なのですが、談話ですから、新聞の報道が正しければということです。私も新聞の報道を前提にして申し上げております。ただ、一言だけ紹介しておきますが、ちょっと読ませていただきますと、「河川災害は、河川改修やダムなどで防ぎ切れるものではなく、地域の全員がそれぞれ身近にある河川の弱点を認識することから始めてほしい」とおっしゃっています。つまり、河川管理者もハードの面ばかりではなくて、佐藤さんからもご指摘がございましたが、ソフトの面についてもっと力を入れないと河川災害を根絶することはできないんだということで、専門家の先生の談話を1つだけご紹介して私の意見にかえておきます。

荒牧委員長 皆さん方に随分それぞれのご意見を述べていただきましたけれども、先ほどのダムの決着をつけるということについて言えば、ダムをつくるかつくらないかということはこの文章の中に示せとおっしゃっているんですね。そういうふうに解釈していいですか。この時点で、ダム建設を推進せよということか、ダムを断念せよということか、どちらかの結論をこの委員会が示すべきであるということをおっしゃっていると。

古賀委員 いえ。少なくとも、必要性和建設というのは少し次元が違うと思います。

荒牧委員長 しかし、先ほどから言われていることは、ダムの決着をつけてくれとおっしゃる意見は、少なくとも建設か断念かの2つに1つだというふうに理解すべきでしょう。おっしゃっている委員の方々はですよ。

七戸さん、よろしくをお願いします。

七戸委員 整理しますと、ダム建設反対、これはもうストレートに反対。それで、賛成の人というのは、実はここに書かれているのと同じで、ダム案は有効であると。それは、客観的な事実としてその結論は出す。ただし、それに対しては合意形成が不可欠であって、有効であるといって強引に進めてもこれは無意味であろうと。その後でどういう形で合意形成をとるかについては、今のように、すぐさま合意形成なんかできないという形でとりあえずは出す、案として確定するという立場と、このまま委員長提出の原案どおり、期限を区切らずにずっと合意形成まで行くのだという考え方と、どこかで切らなければならないだろうという形なんであって、とにかく賛成案は合意形成がワンセットにくっついているわけです。全く無視のダム建設賛成はない。

荒牧委員長 了解しました。

では、竹下さん。

竹下委員 先ほどの委員長の問いかけの返事であれば、私は今の時点で治水ダムは必要だと考えます。ただ、利水も含めたダムについては、今の時点で結論を出すのは難しいだろうというふうに考えています。

荒牧委員長 藤永さん。

藤永委員 先ほど申しましたけれども、2番というものは要らないんじゃないかと私は思っております。1番でとめていいんじゃないかなと思っております。2番は我々が判断する問題ではないんじゃないかならうかと思っております。

荒牧委員長 本当に骨にするとそういうことになるんでしょうけれども、我々は人の心の問題まで議論してきて、私は甘いと言われて全部削ってしまいましたけれども、私たちが議論した中には、人の心の問題まで含めて、それから佐藤さんがおっしゃったような自分たちで判断するかということまで含めて議論してきたし、上流の人たちの心の問題も議論してきたわけです。それが最後の補償の話だけでということではなくて、我々としては、合意形成というか、今どの時点に、ここまで到達してきたかということで、我々が到達してきたことを書いたのです。そして、実現の問題として、先ほど古賀さんは、決定を下したとしてもという、その状況の分析は要らないというふうにおっしゃったけれども、これも議論したことの1つでもあるわけです。非常に特異なケース、すなわち下流域の町が議会として反対しているという、普通の常識ではちょっと考えにくいようなことが起こっているところで治水の問題を議論している。そのことの重さというのは、益田さんはそれが重要だとおっしゃるけれども、僕が違う逆の意味で重要だと思ったのは間違いありません。ですから、そのことが具体的に、例えばこれから進めていくとしても、その部分をちゃんと議論しないとダム建設までには至らないのではないかというふうに思いましたので、そのことを書きました。

ですから、今の皆さんの議論では、そこは一つの意見を述べているだけで、事実としてそうかどうかということをおっしゃっていますけれども、私の思いの中にあっただのは、この議論の中で非常に特異なケースであるということ。確かに、上流域の人たちが早く決着をつけてくださいと言われることも非常によく理解できる。だけど、下流域の人たちの中に、ダムという手法によるな、しかし安全であったほしいということで、その道を随分いろいろ探しましたけれども、今の時点では見つからない。だから、ダム案が最もよさそうだと私たちは今結論せざるを得ないのではないかと。しかし、ダムというものが持っているさまざまな側面がありますので、そのことを考えると、すぐ建設に着手し、それが、何といえますかね、みんながそれを支援していくようなスタイルにはなっていないのではないかとということを申し上げたわけです。

ですから、申し上げたかったのはそういうことで、そのことを報告書にどう書いていくかはともかくとして、議論のまとめとしては今そういう状況にあるということをお知らせしたいのであって、報告書としてどういうふうな形で書くかというのは、七戸さんからおっしゃっていただいたように、330m³/sの問題とダムが有効であるということの2点が書ければいいのではないかと。確かに、合意形成とかという点が今十分でないことは、それは

もう了解しているので、実際の建設に至るところでは、あと何年かの話は、管理者あるいは県知事の判断というところでやればよいというふうにお考えになっているというのは、一つの意見として承っておきたいと思います。

ほかに何かあればどうぞ。

藤永委員 よくわかります。そのとおりだと思いますけれども、もう一つ突っ込んで、それならばこれをぼんと投げていいのかという話になってくるんじゃないかならうかと。これをぼんと投げて、委員会の結論ですよ。それだけの役目とおっしゃればそうかもしれませんが、逆に言えば、できるかできないかはわかりませんが、この委員会が主体となって、例えば住民との話し合いをすとか、主催もこっちがすとか、そういう話をしていく中でこういうものが開示されていくとか、そういう問題も出てくるんじゃないかと思っております。だから、今の時点でこれを入れるというのは、その前の段階で「合意形成等の課題について議論を深めるべきである」と書いてあるものですから、この2は要らないんじゃないかと私は思っています。

古賀委員 私も藤永さんのご意見に賛成です。2番目はない方がすっきりしていいと思います。あわせて、提案はできるだけ短い方がわかりやすいですね。

荒牧委員長 ただ、七戸さんが指摘されたことの重要性も感じて、時間のことをだれも言わないことになってしまうということはよいのですか。例えば、1年の問題であったり、もうちょっと長い期間の問題であったりするかもしれませんが、今の時点で議論をしなさいと書いていることで、しばらくは建設には至らないということを行っているということになるんですか。

古賀委員 それだったら、2番は、結論を早く出すために合意形成を急ぐべきであって、もう少し前向きに書かないといけないんじゃないですか。2番目はそういうふうに書いていないです。

荒牧委員長 桑子さん、お願いします。

桑子委員 2番は、私の理解するところでは、七戸さんがおっしゃるように、とにかく1番がある意味で先延ばしのような印象を与えるということがあるので、むしろどうしてそういう提案をするのかという理由の部分だと思うんです。この理由の部分というのは、どうしてさらに議論を深めなければいけないかということを述べている部分で、これは、この流域委員会で議論してきたことを踏まえて、委員長がこういう項目をつけ加えられたらと思うんです。これをつけるかつかないかというのは非常に重要なポイントだと思いますし、これを2番という独立の項目として立てるかどうかは別として、これは1番とセットにして組み込んで考えるべき問題じゃないかなと。ですから、ちょっと長くなりますけれども、2番として独立にするのではなくて、1番とワンセットにしてもよろしい

のではないかというのが私の意見です。

荒牧委員長 どうぞ。

飯盛委員 最初に委員長が、まだ文言はよく練れていませんとおっしゃったので、多分これをもとにきちんとまたいろいろ推考してもらえと思うんですけども、今おっしゃったように、1と2を一緒にするというのは私もいいと思います。それから、最初のところにぼんと「治水対策としては」というふうな主語を入れて、「有効なダム案を現時点では放棄すべきではない。」とまずそこで切ってしまうと、そして「引き続き」というようにして、それからその後も助詞の入れ方一つでかなり意味合いが違ってきますから、そういうようなところで見直してもらったらいんじゃないかなと。だから、今、桑子委員がおっしゃったように、1と2をセットにして一緒にしてもいいんじゃないかなというような気がします。

荒牧委員長 枠組みのところでは、今は多くの皆さん方の、先ほどから益田さんはダム案によるべきでないということはずっと主張されているんだと思うんです。あるいは、その1つとしてということかもしれませんが、ダム案があると。

益田委員 完全に否定はしておりません。

荒牧委員長 基本としてではなくて、ダム案を1つとして議論しろということですよ。

益田委員 選択肢の1つとしてです。

荒牧委員長 選択肢の1つとして議論しなさいということですね。

益田委員 はい、それを提案しました。

荒牧委員長 だから、ほかの方は、治水の計画案としてはダム案を有効な案として採択すべきであろうと。ただし、先ほど言われたみたいに、合意形成の問題、それから利水の問題、水利用の問題、環境の問題等で議論を深めるべきだ、まだ議論が十分深まっているとは言いがたいと。だから、七戸さんは、例えば1年なら1年に限って議論をし、決着をつけるということをおっしゃっているんだと思いますけれども、ほかの方はどういう意見なのか教えていただけませんか。そこがないと、先ほどおっしゃったように、「まずは」からいって、ダムの問題が棚上げになったままずっと330m³/sの河川改修だけが行われることはおかしいと。だから、それをもう少し時間を区切って、そして議論するように進めるということであれば、そういうことになるかもしれません。だから、このまま書いてしまうと、七戸さんのイメージとしては、二、三十年、いわゆる整備期間中にそのままなれ込んでいって、ダムのことは結論が出ないというところに行ってしまうのではないかと。ということをおっしゃっているんだと思いますけど。

桑子委員 1年で結論が出るかどうかはまだわかりませんよね。ですから、1番の後ろの方ですけども、「不特定用水、環境、合意形成等の課題についてすみやかに」とか、

何かそれに類するような副詞を入れたらどうでしょうか。

藤永委員 例えばダムとすれば、治水上ダムをつくるという問題とその高さをどうするかという問題は違うと私は思うんです。利水とか、環境とか、そういう問題になってくると、高さとか、そういう問題が出てくるはずです。

荒牧委員長 私が言いたいことは、治水の問題というのは、ある高さを想定されていますね。

藤永委員 そうです。

荒牧委員長 不特定用水についてある高さが想定されています。当然、不特定用水が要らなくなれば、治水だけのダムにしなさいということになるわけでしょう。今そのことを結論づけるのかということについては、古賀さんもほかの方も、不特定用水について、そのダムについての結論は出せないとおっしゃっていると思うんです。だから、ダムの高さは、今100mになっているのは、2つを合わせて100mになっていると思いますが、それが70mか80mかはよく知らないけれども、その高さのダムを建設すべきであるということを使うのかどうか。言うんですか。

古賀委員 私の意図が多分正確に伝わっていないような気がします。利水の不特定については、私自身は容量は必要だと思っています。ただし、ダムが必要ということ結論づける前に、なぜ要るのかというのを知らないと何にもなりませんよということです。

荒牧委員長 ちょっと1つだけ。七戸さんの意見としては時間の話をされています。議論していつまでに結論を出そうと。その「いつまでに」というのは、不特定用水の部分についても「いつまでに」がこの文章の中に表現できるでしょうか。

古賀委員 時間がかかると思います。だから、理論上は合意形成を図るべきであると書いてしまって、ただし合意形成という言葉は私は余り好きじゃないんです。なぜかという、合意形成を図る側とされる側というのがありますから。ただ、利水については、地域の人たちにそれこそ生き物たちの専門家も含めて議論してもらう必要があると思っています。だから、時間がとってかかることだろうとは思っています。

荒牧委員長 そうすると、セットになっている治水の部分はそれに引きずられるんですか、それとも独立で計画を進めるんですか。

七戸さん、お願いします。

七戸委員 基本的には、合意形成のためには、ありとあらゆる資料が住民に正確に提示されていなければならないので、ワンセットになると思います。ただし、期限を切らなければ、先ほど言ったように、これは事実上ダム案をやめるということで二、三十年計画を決めたのと同じことになってしまいますから、かっちりと期限を切るべきだと僕は思っております。ほかの委員の方々のご意見もお聞きしたいんですけれども、僕は個人的には、

きちんと切って、しかもなおかつそこでは利水も環境もすべて住民との間で提示する。ただし、この委員会はもうこれでおしまい。それで、河川管理者、知事の決定のためには、先ほど桑子委員が提示されましたけれども、この委員会と地域住民の声と地域自治体の長の意見、この3つを同時並行的に聞かれて総合判断されるわけで、今の段階でのこの委員会はこれでおしまい、あとは2つの手続を残すのみという形にしなければ、いつまでたっても手続が終わらないんですが。

古賀委員 1つは、流域委員会は利水については余り太刀打ちできないし、城原川というのが足を引っ張るわけですよ、全域についてやらないといけませんから。

荒牧委員長 だから、理解できないのは、七戸さんにお聞きしたいんですけども、治水については、多くの人たちたちがダムについての支持をしているということは認めます。もちろん、反対の方もおられることは承知の上で言いますけれども、しかし不特定、環境の問題、あるいは先ほど言った広域利水の問題について、委員会が何らかの結論を出せる状況にないというのが私の認識です。それを今度は何年かの間に議論を深めて決着をつけなさいということまではいいいんですか。治水としてはダムは容認するけれども、そのセットとして不特定用水と治水というふうに提案されている事柄について、区分して結論を出すことは可能ですか。

七戸委員 いえ、それは不可能だと思います。ですから、基本的にはこの委員長案のままで、僕は期限を区切っているだけの案を提案しているわけです。治水案として有効なダム案を現時点で放棄すべきではないとおしまい。だけど、不特定、環境、合意形成については、この委員長のペーパーにもありますように、議論が十分に尽くせなかった。この点についても事実として納得している。これについては、継続して委員会を続ける方法もあるけれども、我々の任期はもうおしまいである。したがって、これでおしまい。残るは、期限を区切って、住民意見の反映方法で、すべてについて意見を聞き、プラスして、地方公共団体の長を加えた形で河川管理者が決定するという方法でいかがかというご提案です。

荒牧委員長 理解しました。ほかの方は今の考え方についていかがでしょうか。だから、この案できちっと期限を区切って委員会としては提出しなさい、それで最終的に受けて知事さんが判断することになるということでもいいんですか。もちろん、地方自治体の意見も、流域から集められた意見についても判断の材料になるということです。

では、竹下さん。

竹下委員 確認したいんですけども、期限を切るというのは何の決定の期限を切るんですか。

七戸委員 合意形成。

荒牧委員長 結局、ダムのことについて私が2行目に書いている、不特定用水、環境、

合意形成等の課題について議論を深めて一定の期間までに結論を出しなさいと。一定の期間というのがどれぐらいかは知らないけれども、とにかく早く結論を出してくださいということ言うかどうかということです。

竹下委員 それは、治水も利水も含めたダムの方の決定の期限を切るということですか。

七戸委員 最終的には、河川整備計画そのものを河川管理者が、まあ、知事になりますけれども、打ち出す期限を出せということです。したがって、それ以前に、住民意見を問う手続は逆算して早急に行わなければならないし、地方自治体の長の意見聴取についても逆算して早急に手を打たなければならない。そうじゃないと、二、三十年の中期計画だと言っているのがずるずるそのまま終わってしまうことになるというか、もともとできないままずっと続くことになるんじゃないかと思う。繰り返しになりますが、何の期限かといえば河川整備計画を出す期限です。

荒牧委員長 七戸先生と僕の論争になっていますけれども、もしかしたら誤解しているかもしれません。ただ、私が3番目の文章で「まずは」と書いたのは、その整備期間中にまずはこれをやる、同時並行してダム案について議論をし、結論が出た段階できちっと入れていくということをイメージして書いていますので、それは、先生がおっしゃっているように、整備計画が始まった段階で決まっていなくてダム案というのはなくなるんだということでしょうか。

七戸委員 そのとおりです。今の質問については30分ほど前にお話ししたんですけども、3は暫定的に。4も入るのかな。5はまだ決まりませんね。6に関しては、整備計画として即座に11月に出しなさいと。それで、残りの部分については執行を留保しなさいという形で、一部施行でもできるのではないのかという案を先ほど提起した。1、2に関しては、執行留保の形でやっちはいかがかという形になります。住民意見と地方自治体の長の意見を聞いてダムを建設しないということが決定になれば、なしのまんまで二、三十年の計画がそのまま存続し、そして意見聴取の結果あるとなれば、今まで欠けていた執行を留保された部分が実効性を持ってそのままいくと。こういう形じゃないと、3の部分の330m³/sというのが即座に執行がかけられないわけですから、手続的にはそういう形しかないんじゃないかと。

荒牧委員長 川上さん、教えてください。

事務局(川上) 多分、今の議論は、流域委員会として河川整備計画のまとめ方の議論と、当面、県がお願いしました1年を目標に何らかの方向をと、こう申し上げました。これは、脊振村の今までの状況を踏まえて1年をめどにお願いをしたわけです。それに対する中間的な委員会からの提案というか回答と、それと流域委員会の最終まとめである河川整備計画、二、三十年でどこまでやるか。そのときに、今、七戸先生が言われているの

は、最初は入れずに、途中で民意がそうになって、大きな災害が起きてやはりダムが要るよねとなって、整備計画を変えてやるやり方と、何らかの形で期限を切って早く結論を出して整備計画に間に合うようにするかというお話をされているんだと思うんです。流域委員会のその整備計画の議論はもう少しあると思うんですけれども、当面1年のお願いはダムに対しての意見を集約していただきたいと。意見を集約していただきたいということをお願いしているわけでありますから、イエス、ノーをきっちり、はっきり出るにこしたことはないわけですが、皆さんはそれに対していろいろと含みを持っておられるわけですから、その辺はそのまとめとして集約をいただければいいなと。

ただし、途中で申し上げましたように、事実関係が不明確なままあいまいな状態で議論がずるずる行くことだけは、ここまでは議論が進んだということで明確にしていきたいと思います。そうしないと、いただいたものを知事が判断するのに、どう解釈すればいいかという抽象的な文言ではなかなかわかりづらい。どこまで議論してどこまでわかったかというのをはっきりしていただいた方が我々としてはありがたいと先ほど申し上げたわけであります。

荒牧委員長 まだ議論があるかもしれませんが、今の七戸さんと私のやりとり、あるいはほかの委員の先生、川上さんとのやりとりを聞かれて、大体その方向として表現できているというふうにお考えであれば、今日のことを議事録を読んで全部チェックし直してみてもう一回この文章を練り上げて書いてこなればいけない義務があるんだろうと思います。それで、今日はそういう点では議論が深まってきたと思いますけれども、中間まとめとするか、提言とするか、中間報告とするか、そのことについても次回に最終的に決着をつけたいと思いますが、要請としては、知事さんの記者会見なりなんなりが前の段階よりは早まっていると思っていいですか。それはどういうふうに委員の方に説明すればいいでしょうか。

事務局（川上） まだ具体的にいつというお話はしていませんが、そうはいつでも、もう11月になりますから、だれが見ても時期が来たなという感じです。ですから、次回、11月5日にもう一回お願いをしているように聞いていますので、できるだけ集中的に議論をまとめていただければありがたいなと思います。

（2）次回委員会について

荒牧委員長 今、知事さんとの関係の話が出ていますけれども、私の印象では、我々の委員会の待ち時間は11月の中旬ぐらいまでであったような気がしていたんですけれども、私からのお願いですが、この文章をまとめ上げていくのがそんなに簡単でないということは

十分理解しておりましたので、事務局が皆さん方のスケジュールをお聞きしています。一番多かった日にちを、直近でといたしますか、近いうちにやりたいということであれば、11月5日、何曜日になりますかね。

事務局（辰本） 金曜日です。

荒牧委員長 1時半からでよろしいですか。

事務局（辰本） 1時からです。

荒牧委員長 1時からということで、皆さん方からは多かったです。もちろん、出席できないという回答をいただいた方もおられますけれども、もしその日でよければ、この文章をもう一回練り直して、特に1ページ目の文章をどういうふうにやるかということ、今までの議論を踏まえた上で再度私の方で練り直してみたいと思いますので、11月5日に再度お集まり願うということではいかがでしょうか。よろしいですか。

古賀委員 異論は全くありませんが、ただ、今日配られたこの4枚、2ページからは削除していただいて、1ページ目だけで議論した方がいいんじゃないかなと思います。要するに、2ページからは参考資料的なものですよ、提言からいけば。

荒牧委員長 ええ、もちろんそうです。このこと自体が、私がどういう共通認識に立ってまとめてきたかということ、その後ろにそれと同じようなボリュームで、実はこの中で議論されたさまざまな、もう少し根幹にかかわる意見というのももちろんあるんだと思うんです。ただ、それは個人の方々の意見ですので、先ほど七戸さんから出てきたけれども、例えば理解するという言葉で水害をとらえるか、それとも覚悟するという言葉でとらえるかによって、物事のニュアンスが随分異なります。しかし、そこまでは私はここに書いていません。ですから、そのことは議論の中で非常に重要なポイントだったと私は思いますけれども、書かなかった部分もたくさんあります。それは、共通の認識として議論するにはまだ成熟していないというふうに思ったからです。

ですから、このことはできるだけ、今合意できている部分、あるいは私が事実としてほぼ考えられるであろうと思った部分を書いているわけです。それについては、ある意味で言うと、反論は構いませんけれども、この部分は後でまた十分議論できます。そこまでは行っていないという意見もあって構いませんので、できればこの1ページのところの部分の文章をどういうふうに中間まとめとして出すか、そのことに絞って議論をさせていただければありがたいと思います。

ですから、委員の方々からはたくさんの意見をいただいています。今日は委員の人には配っておられないんですよ、全員分は。私のところに集まっているだけです。いいですか。一応、皆さん方にお諮りしたときには、この意見は公開するということを前提に集めさせてくださいというふうに申し上げてあります。ですから、まず委員の方々にはお配

りいただいて、そしてその後についてはまた議論させていただくことにしたいと思いますが、よろしいですか。それで、各委員の方々の個人的な意見も全部踏まえた上で、今度は、骨格になる部分はこの文章1枚、それから表現法については私の方で工夫してみますけれども、今日の議論を聞いた上で工夫してみて、そして11月5日に再度提案をさせていただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そういう形で、11月5日、1時からということで、場所はどこですか。

事務局（辰本） こちらの会場です。

荒牧委員長 ここでいいですね。

事務局（辰本） はい。

荒牧委員長 ルネッサンスホテル創世で行うということで日程を調整していただくようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局（辰本） 時間が、いつも13時半ですけれども、13時ちょうどからになります。それで、終わりが、17時までしか今度はとれていません。

荒牧委員長 マックスが17時ですので、30分早めてその間の時間で終わらせてしまうと。ここがとれませんでしたので、ほかのところもとれないということの報告を受けていますので、その時間で終了するように努力したいと思います。

どちらかという、正確な文章を書くのが苦手で、私の文章は情緒的なところがたくさん含まれるので、非常にご迷惑をおかけしたところはあると思いますが、この文章を争点にして相当議論が深まってきたというふうに認識しています。ですから、このことをベースにして、記録を読んだ上で皆さん方にこの1ページの分だけを再度ご提案します。後ろの方はミスタイピングだけを修正しておきます。

それでは、事務局にお返ししますが、何か連絡事項はありませんでしょうか。

4．閉　　会

事務局（田島） 荒牧委員長、お疲れさまでした。各委員の皆様におかれましては、長時間にわたる熱心なご討議、まことにありがとうございました。

以上をもちまして第12回城原川流域委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。